

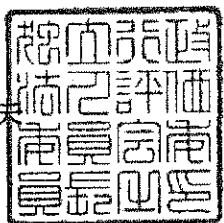
参考資料3

独評発第0817008号  
平成19年8月17日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 宮島 彰 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平成18年度の  
業務実績の評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）  
第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり通知する。



# **独立行政法人医薬品医療機器総合機構 の平成18年度の業務実績の評価結果**

**平成19年8月17日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会**

## 1. 平成18年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の総合機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の第3年度（平成18年4月～19年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成17年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成18年度業務実績全般の評価

総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行うことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としており、これらの事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

平成18年度においては、「情報システム管理等対策本部」の下に「情報システム投資決定会議」を設置するなど、業務全般にわたる戦略立案機能、リスク管理及びチェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映される組織体制の構築を図るため、平成17年度に引き続き、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の設置及び総合機構の全般の連絡調整の強化を行うことにより、理事長のトップマネジメントによる組織体制の確立のための取組が進められた。さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営や、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が着実に進展し、有効に機能しており、計画に照らし十分な成果を上げている。

課題となっていた人員不足については、専門性の高い有能な人材の確保が進み、中期計画で予定されている常勤職員数の確保に目途がついたことで、計画に照らし十分な成果を上げているといえるものの、未だ当該予定数の全てを充足していない。引き続き、積極的な公募による人材の確保に努めるとともに、職員の資質や能力の向上を図るため、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施し、人員体制のより一層の充実

・強化がなされていくことを期待する。なお、平成19年度から平成21年度までの3カ年において236人の増員が平成18年度末に認められることから、必要な分野の有能な人員の確保を積極的かつ計画的に行っていくことも併せて期待する。

また、業務運営の効率化に伴う一般管理費及び事業費の経費節減等については、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成18年度予算から欠員分の人員費を除いた額と比較して、平成17年度に引き続き、計画を上回る実績を上げている。しかしながら、審査等勘定において、予算と決算との間に大きな差異が生じており、今後は、総合機構の設立前の申請品目の処理（いわゆる滞貨処理）の進展等により改善されることを期待する。

・個別の各業務のうち、副作用救済給付業務については、標準的事務処理期間（8ヶ月）の達成率が大幅に改善しており、高く評価できる。

審査等業務については、より有効でより安全な医薬品及び医療機器をより早く国民に提供するという目標の達成に向け、審査の迅速化に向けた体制の整備が着実に進展しつつあり、承認審査の期間については、行政側が審査に要する期間をみると、欧米と比べて概ね遜色がなくなってきているものの、総審査期間では未だ開きがある。また、新医薬品の平成18年度の承認件数は大幅に増加しているものの、審査事務処理期間は中期計画における目標値を下回っており、一層の努力を期待する。治験相談については、中期計画を踏まえて総合機構が年度計画で定めた目標値を達成しているものの、全ての治験相談の需要には応えきれていないため、今後は、国際共同治験等の国際的な動向も視野に入れつつ、審査体制の量及び質の両面において、更なる充実を図るための体制の整備を期待する。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた検討・評価の推進がなされており、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業、医療関係者や、患者、一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても、「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載など、そのサービスの向上に取り組んでいると認められる。引き続き、その着実な進展が求められる。

これらを踏まえると、中期目標の第3年度に当たる平成18年度の業務実績については、全体としては総合機構の設立目的に資するものであり、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 各事業の共通事項に関する評価

#### ① 効率的かつ機動的な業務運営

##### i) 目標管理による業務運営・トップマネジメント

理事長の判断を迅速に業務運営に反映するための「幹部会」のほか、「総合機構改革本部」、「審査等業務進行管理委員会」を定期的に開催する一方、平成18年度においては、健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するため、「財務管理委員会」を新たに設置・開催するとともに、「情報システム管理等対策本部」においては、「情報システム投資決定会議」を設置するなど、トップマネジメント体制の確立のための取組が進められ、有効に機能しており、計画に照らして十分な成果を上げている。

##### ii) 審議機関の設置等による透明性の確保

総合機構の全体の業務について審議するため、学識経験者等を構成員として設置された運営評議会及びその下の2つの業務委員会については、平成18年度においては計7回開催しており、各会議は全て公開され、その議事録及び資料が総合機構のホームページで積極的に公表されているなど、有効に機能している。また、第2回運営評議会（平成18年10月3日開催）から「職員の業務の従事制限に関する取扱い」について審議を行い、「企業出身者の配置状況」、「医薬品・医療機器の承認審査及びGMP（医薬品等の製造管理及び品質管理基準）の適合性調査における企業出身者の従事状況」及び「嘱託及び事務補助員の全体数」について、第2回審査・安全業務委員会（平成18年12月4日開催）以降の「運営評議会」及び「審査・安全業務委員会」において報告を実施するなど、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が進められたことは高く評価できる。今後、システム管理体制強化により、業務管理体制や理事長の経営判断が迅速に反映できる組織構築に一層繋がっていくことを期待する。

#### ② 業務運営の効率化に伴う経費節減等

##### i) 各種経費節減等

常勤職員の人事費の抑制や業務の効率化等により、一般管理費及び事業費の節減に努め、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成18年度予算から欠員分の人事費を除いた額と比較して、一般管理費にあっては2.8%、事業費にあっては6.0%の節減を行い、効率的な予算執行を達成している。今後は、引き続き、一般競争入札の更なる導入の促進等により、経費節減につなげていくことを期待する。

また、審査等勘定において、総合機構の設立前の申請品目の処理（いわゆる滞

貨処理)に時間を要し、総合機構に収納された審査手数料が手数料収入として計上されるに至っていないこと等により、依然として予算と決算との間に大きな差異が生じているが、今後は、いわゆる滞貨処理の進展等により改善されることを期待する。

#### ii) 抱出金の徴収及び管理

平成18年度において、副作用抱出金の収納率は99.7%、感染抱出金の収納率は100%となっており、中期計画における目標値を達成している。また、安全対策等抱出金の収納率は、中期計画において、中期目標期間終了時(平成20年度)までに他の抱出金と同様の収納率を目指すこととされているが、平成18年度において98.3%となっており、平成17年度より0.2%増加している。以上のように、抱出金の徴収及び管理については、着実に進展している。

### ③ 国民に対するサービスの向上

総合機構来訪者が意見・要望・苦情等を容易に発信できるようにするために、平成18年11月より、FAXによる受付を開始するとともに、英文ホームページを含め、総合機構ホームページを改修し、より分かりやすく使いやすいものとしたことは評価できる。また、昨年に引き続き、「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催するほか、一般相談、救済制度相談又はくすり相談等といった各種相談窓口において一般の方からの質問や相談に積極的に対応していることは評価できるものの、未だ広く周知されているとは言えないため、今後は、より一層の広報・周知活動を行うことによって、国民に対する更なるサービスの向上が図られることを期待する。

なお、総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数が平成16年度は約2.3億回、平成17年度は約2.9億回であったのに対し、平成18年度は約3.9億回に達している。これは、新たに一般用医薬品の添付文書情報等の新規コンテンツを掲載したこと等によるものであり評価できる。

## (2) 各業務ごとの評価

### ① 健康被害救済給付業務

副作用救済給付業務については、情報提供の拡充及び見直しや広報活動の積極的実施等により、ホームページのアクセス件数、相談件数とともに、中期目標終了時(平成20年度)の目標値を上回っており、救済制度の普及については評価できる。

また、救済給付の決定件数(処理件数)は、組織体制の強化(平成17年4月に総合機構に調査課を設置するとともに、平成17年10月に厚生労働省の判定部会を1部会制から2部会制へ移行)とともに事務処理をより迅速に進めた結果、支給・不支給の決定件数は平成17年度が1,035件であったのに対し、平成18年

度においては845件と減少しているものの、救済給付の標準的事務処理期間の達成率は、中期計画における目標値を上回る65.3%となり、平成17年度に比べると大幅に改善しており、特段の評価に値する。

医薬品による被害実態調査については、平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害実態調査」の結果を踏まえ、平成18年4月に「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」を設置して、調査研究事業を開始したのは評価できる。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切に事業が実施されている。今後とも、引き続き、当該業務が適切に実施されることを期待する。

## ② 審査等業務

新医薬品の承認件数は、平成17年度が60件であったのに対し、平成18年度においては77件と増加しており、審査の迅速化に向けた体制の整備が進んだことによる成果が見受けられる。

一方、新医薬品の審査事務処理期間（総合機構及び厚生労働省における審査期間）の中央値は、平成17年度が12.0月であったのに対し、平成18年度においては13.7月と長くなっている。この要因は、総合機構の設立前の申請品目の処理を引き続き進めたことによるものである。

さらに、新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）の達成率は、中期計画において、中期目標期間中を通じて、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間12ヶ月を70%、中期目標期間終了時に80%を確保することが目標値として掲げられているが、承認件数は平成17年度の24件から平成18年度において49件と着実に処理を進めているものの、審査事務処理期間は59%と目標値を下回っているため、今後は、中期計画における目標値を達成することができるよう、更なる審査の迅速化に向けた体制の充実強化が望まれる。

新医療機器の承認件数は、平成17年度が11件であったのに対し、平成18年度においては23件と増加している。

また、新医療機器の審査事務処理期間の中央値については、平成17年度が7.7月であったのに対し、平成18年度においては6.0月と短縮している。

さらに、新医療機器の審査事務処理期間（12ヶ月）の達成率は、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間12ヶ月を、平成16年度は70%、平成17年度及び18年度は80%、平成19年度及び20年度は90%を確保することが目標値として掲げられているが、平成18年度においては、承認件数15品目全てが目標期間内に処理されており、高く評価できる。

治験相談については、平成18年度の目標であった240件を上回る295件に

ついて対応を行い、より良い医薬品をより早く国民に届けるという目標の達成に向けて進展があった。また、治験相談の処理期間については、中期計画を踏まえて総合機構が年度計画で定めた目標値を達成しているものの、全ての治験相談の需要には応えきれていないため、今後は、こうした状況を改善することができるよう、人員・組織の拡充等が望まれる。

なお、課題となっていた人員不足については、中期計画における予定常勤職員数の全ては未だ充足していないものの、当該予定数の確保に目途がついたことから、今後は、審査業務プロセスの標準化・効率化や承認審査基準の明確化を図り、審査の更なる迅速化に取り組むことを期待する。また、新規採用の審査員の育成はもちろんのこと、中核的人材の育成にも積極的に取り組み、全ての審査員が十分に能力を発揮できるような体制を整備することを期待する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、GMP調査体制の整備、外部専門家の活用、情報支援システムの構築、海外規制当局との連携強化など、各種取組が講じられており評価できる。今後は、更なる質の向上を図るため、充実した教育体制の整備を期待する。

また、適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、「治験コーディネーター養成研修」事業を実施するなど、適正な治験の普及等に取り組んでおり評価できる。

さらに、審査等業務及び安全対策業務の透明化の推進については、平成18年度において、医薬品医療機器情報提供ホームページに一般用医薬品添付文書情報等の5件の新規コンテンツを設けるとともに、新医薬品の審査報告書など、既存コンテンツについても迅速な掲載(コンテンツ受領2日以内)を行っており評価できる。

### ③ 安全対策業務

予測予防型の新しい安全対策として期待が大きいデータマイニング手法については、海外で導入されているシグナル検出手法の精度評価を行い、シグナル検出手法の指標値の相関関係から、今後検討を進めるシグナル検出手法の絞り込みを行うなど、手法を確立した。また、副作用等の情報の収集を進めるため、拠点医療機関ネットワークの構築の一環として、抗がん剤併用療法(22療法)に関する実態把握調査を引き続き実施するとともに、小児科領域の安全性情報を収集する場合の問題点を把握するため、小児薬物療法に関する安全性確認のための新たな調査を厚生労働省と連携しつつ実施している。さらに、医薬品の副作用・感染症等情報の電送化率は、中期計画における目標値を上回っている状況にある。

企業、医療関係者への安全性情報の提供については、平成18年6月の薬事法改正を受け、リスクの程度に応じた情報提供及び相談体制の整備、医薬品の販売に従事する専門家の資質確保、適切な情報提供又は相談に応えるための環境整備等を図

るため、平成19年3月から、一般用医薬品の添付文書のホームページへの掲載を開始するなど、新たな情報提供サービスの取組も行っており、高く評価できる。

一般消費者、患者への安全性情報の提供については、一般消費者や患者等を対象とした消費者くすり相談に加え、患者等が医療用医薬品を正しく理解するとともに、重大な副作用の早期発見等に供することを目的とする「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成19年3月末までに、1,240品目のガイドをホームページへ掲載したことは評価できるものの、今後、広く一般に周知するための積極的な取組を更に期待する。

国民が安心して医薬品や医療機器を使用できるようにするために、審査等業務とともに、安全対策業務の一層の推進が必要不可欠であり、今後とも厚生労働省と連携し、その着実な進展を期待している。

## 医薬品医療機器総合機構

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。	第1 法人全体の業務運営の改善する事項及び国民に対する事項に関する事項の質の向上に寄与するべき措置	第1 法人全体の業務運営の改善する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための目標の質の向上に寄与するべき措置	当機構は、平成13年に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画（以下「旧審査センター」という。）と「日医品機器」（以下「日医品機器」という。）及び財團法人医療機器総合機関センター（一部の業務を医療機器の販売・輸入・販売・修理・研究開発事業者として、独立行政法人医薬品医療機器総合機関センターの一部として平成16年4月1日に設立され、医薬品由来製品を介した感染症等による有効性及び安全性について、治験前から承認安全度を確保するための業務を図り、医薬品や医療機器の品質、迅速な効率化を図り、医療機器を分離し、当機構を審査、評議会、審査し、情報分析、提供を行う（安全対策）ことにより、医薬品の副作用や医療機器に対する監視、分析、提供を目的としている。）と共に、医療機器は、国民の健康の保持増進に役立つ医薬品や医療機器の基礎的研究開発（研究開発部門）と振興部（振興部門）を分離し、当機構を審査、評議会、審査し、情報分析、提供を行つ（安全対策）ことにより、研究開発振興業務は独立行政法人医薬品医療機器研究所に移管した。
第2 法人全体の業務運営の改善する事項及び国民に対する事項	第1 法人全体の業務運営の改善する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための目標の質の向上に寄与するべき措置	第1 法人全体の業務運営の改善する事項及び国民に対する事項に係る目標を達成するための目標の質の向上に寄与するべき措置	○ 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可能とした10月の新任者研修において、目標管理制度の意義等について説明し、新任者への周知・理解を図った。 (1) 平成18年度業務計画表（確定版）及び目標管理制度に関する資料をグレーブュニアへ掲載し、職員への周知を図った。 (2) 平成17年度業務計画表（確定版）及び目標管理制度に関する資料をグレーブュニアへ掲載し、職員への周知を図った。 (3) 各部において作成した平成18年度業務計画書の上半期の進捗状況について、中間報告ヒアリングを実施するとともに、幹部から指摘のあたった事項については、平成18年12月には、平成18年12月の幹部会において、進捗状況の報告を行った。 (4) 平成19年度計画を策定する際に幹部会に対し、幹部にてアンケートにおいても、報告を行った。
第3 法人全体の業務運営の改善する事項及び国民に対する事項	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門に基づき、各部、各課による業務運営を行う。 ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務の進捗状況の日常的な管理を適切に、問題点の抽出及びその改善に努める。	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の効率化に寄与するための目標の質の向上に寄与するべき措置	（1）効率的かつ機動的な業務運営 ア・各部門の業務運営の効率化に寄与するための目標の質の向上に寄与するべき措置

中期目標		平成18年度の業務実績	
中期計画		平成18年度計画	
④ 審査及び検証相談業務等の連携状況を把握し、その進行管理の委員会を毎月開催するため、必要な対応をとった（平成18年度11回開催）。	④ 審査を図るために、理事業長を委員長とする「審査等業務連絡会」を毎月開催し、必要な対応をとった（平成18年度11回開催）。8月に、資料の抜本的な変更を行った。	⑤ 機構における情報システムの管理体制をより強化するために、「情報システム委員会」においては、各部門に亘り、進捗状況を把握できることを確認したCIO（情報システム監修責任者。以下同じ。）直属の「情報統合推進室」に発展的改組（平成18年度5回開催）を行ったCIO（情報システム監修責任者。以下同じ。）直属の「情報統合推進室」に発展的改組（平成18年度5回開催）を行った。	⑤ 機構における情報システムの管理体制をより強化するために、「情報システム委員会」においては、各部門に亘り、進捗状況を把握できることを確認したCIO（情報システム監修責任者。以下同じ。）直属の「情報統合推進室」に発展的改組（平成18年度5回開催）を行った。
⑥ 健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するため、理事業長としました「財務委員会」及び収支分析に開催して報告したほか、現出金の申告額についても報告を行った（平成18年度11回開催）。	⑥ 健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するため、理事業長としました「財務委員会」及び収支分析に開催して報告したほか、現出金の申告額についても報告を行った（平成18年度11回開催）。	① 外部コンサルタントを活用した業務診断及びシステム診断並びに審査部門をはじめとする各部門別審査手数料の実績について報告したほか、現出金の申告額についても報告を行った。	① 外部コンサルタントを活用した業務診断及びシステム診断並びに審査部門をはじめとする各部門別審査手数料の実績について報告した。
・機関強足後の業務の運営状況や機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の業務の改善等について、検討を進めます。	・機関強足後の業務の運営状況や機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の業務の改善等について、検討を進めます。	② 日本製薬工業協会との意見交換会においては、日本製薬工業協会による評議会に出席することとされ、成績について報告した。	② 日本製薬工業協会との意見交換会においては、日本製薬工業協会による評議会に出席することとされ、成績について報告した。
・業務全般の企画立案、目標管理等の円滑な実施を図るなど、情報システム業務を強化するため、企画調整部の体制を整備する。	・業務全般の企画立案、目標管理等の円滑な実施を図るなど、情報システム業務を強化するため、企画調整部の体制を整備する。	③ ①及び②のほか、厚生労働省独立行政法人評議会による評議会に出席する総務省政策評議会へ向けて、平成19年2月6日に最高幹事会としてとりまとめた。また、医療機器及び体外診断用医薬品関係についても、個別課題ごとのワーキンググループを設置するとともに、個別課題ごとのワーキンググループを設置し、検討を開始した。	③ ①及び②のほか、厚生労働省独立行政法人評議会による評議会に出席する総務省政策評議会へ向けて、平成19年2月6日に最高幹事会としてとりまとめた。また、医療機器及び体外診断用医薬品関係についても、個別課題ごとのワーキンググループを設置するとともに、個別課題ごとのワーキンググループを設置し、検討を開始した。
○ 業務全般の企画立案、目標管理等の円滑な実施を図るなど、情報システム業務を強化するため、企画調整部の体制を整備する。	○ 業務全般の企画立案、目標管理等の円滑な実施を図るなど、情報システム業務を強化するため、企画調整部の体制を整備する。	○ ③つの組織を統合した機構が、戦略的企画立案機能を強化し、業務の課題などを円滑に行えるよう、情報システムを所掌する企画調査部を平成18年4月に業務全般の企画立案、目標管理を所掌する企画調査部を平成18年4月に設置した。情報システムの総合的管理を所掌する「情報システム課」を4月に設置した。その後、情報システム業務の更なる強化のため、「情報システム課」は発展的に改組し、CIO直属の「情報化統括推進室」として、平成18年12月に企画調査部からの独立組織とした。	○ ③つの組織を統合した機構が、戦略的企画立案機能を強化し、業務の課題などを円滑に行えるよう、情報システムを所掌する企画調査部を平成18年4月に業務全般の企画立案、目標管理を所掌する企画調査部を平成18年4月に設置した。情報システムの総合的管理を所掌する「情報システム課」を4月に設置した。その後、情報システム業務の更なる強化のため、「情報システム課」は発展的に改組し、CIO直属の「情報化統括推進室」として、平成18年12月に企画調査部からの独立組織とした。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
		<p>業務運営の効率化、不正、誤謬の発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。</p> <p>リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を開催し、リスク管理区分ごとのリスクに対する対応状況等を把握するとともに、リスクを図る。</p> <p>リスク管理、法令遵守等のため、内部通報制度の円滑な運用を図る。</p> <p>個人情報保護法に基づく情報の管理・保護の徹底を図る。</p>	<p>○ 保有する法人文書及び個人情報の管理体制について、内部監査を実施した。</p> <p>① 特に優先して迅速に処理すべき案件について、「リスク管理制度」の委員が含まれている幹部会で専題議論を行った。</p> <p>② リスク管理制度等においては、グループワーク等に複数するどともに、昨年度に引き続き、新任者研修において、職員へ説明・周知を図った。</p> <p>③ 火災、地震等の災害リスクに対応するため、「消防計画」について、引き続きグループワークに掲載し、役職員への周知を図った。</p> <p>④ 平成18年4月、全職員に対し、内部通報制度を周知するとともに、同月及び11月の新任者研修においても周知した。</p> <p>○ 平成19年3月9日に外部講師を招き、職員等に対し個人情報保護に関する研修を実施した。</p>



中期目標		中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する ベ 業務管理のあり方及び業務の事事施方 フ 法について、外部評価などによる確認を行い、 ハ 業務運営の改善を図ること。	優れた分野の学識経験者との意見交換の場として 番職員会を設置し、業務内容や運営体制を改めることで、業務の効率化を図る。 ① 業務委員会にて、大所高所から審議するため、学識経験者、医薬品等の業界代表、消費者代表、清潔衛生の実績等によるる業界外の方々の代表により構成する「運営評議会」としての下に業務に關する専門部署事項を審議するため設置された「業務委員会」と「安全業務委員会」を開催した。	運営評議会 平成18年6月22日(17年度業務報告、17年度決算報告等) 平成18年10月3日(17年度業務実績評価結果、8月末までの主な事業の実施状況及び下半期重点事項、治験委員会中間報告、その他の(從事副理等)、(中間計画(案)、今後の機構の体制、企業出身者の就業状況報告等)	① 機構全体の業務に關する審議するため、学識経験者、医薬品等の業界代表、消費者代表、清潔衛生の実績等によるる業界外の方々の代表により構成する「運営評議会」としての下に業務に關する専門部署事項を審議するため設置された「業務委員会」と「安全業務委員会」を開催した。	(開催状況)

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
① 各業務について、引き続き、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い、有効活用する。	① 著査及び安全対策における専門機関等の場において、科学的な事実事項について外部専門家から意見を聞くため、平成16年度より外部の専門家に対する委嘱員とし、当機関は平成17年度より委嘱員とし、(平成19年3月31日現在での委嘱員数は、873名)	② 医薬品の副作用及び生物由来製品の感染等による健康被害の検査に引き続き、各分野の専門家に対し、機関事務委嘱員としての委嘱手続を行った。(平成19年3月31日現在での委嘱者数は、60名(うち11名は、上記著査及び安全対策に係る機関の専門委嘱員としても委嘱))	① 医薬士や税理士に顧問を委嘱したほか、情報システムの運用管理や人事評価制度の導入に民間会社を活用した。また、「業務調査及び業務改革支援」の策定・実施に係る情報システムにより実施した。	① 著査及び安全対策による専門家の選定・委嘱を行ったが、情報システムに於ける各種業務システムの機関が保有する機関及び整合性を確保するため、専門的知識も有する者を外部から情報システムとして、引き続き委嘱した。	○ 平成18年度は、必要性がなかったため、マニュアル等の改正是行っていない。今後は、必要に応じて改正を行う予定である。
・業務遂行にあたり、必要となる法律・経営・システム等の専門的知識について、弁護士・経営コンサルタント等を活用する。	・業務運営における危機管理を徹底するため、それに対する対応マニュアルについて、必要な知識を図る。	・各種のリスクを把握し、それに応じ見直し、充実を図る。	○ 主要業務であり、必要性の高いものから、順次、標準業務手順書(SOP)を作成し、必要に応じて改正作業を行っている。また、SOPが作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。	① 「情報システム管理等対策本部」(平成18年度5回開催)において、各情報システムの現状などを把握するとともに、「情報システム投資・決算会議」(平成18年度3回開催)において、各システムの開発、改修等の妥当性判断及び平成19年度予定等を吟味した。	① 「情報システムの刷新可能性調査」を実施し、今後の「業務・システム最適化計画」の中において、3つの組織を統合してできた機構全体の最適化・無駄を省いた情報システムの整備が可能となるよう整備を図った。
・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。	・各種文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。	・各種業務手順書の内容を逐次見直し、充実を図り、非常に効率的である。	② 引き続き、ホームページ及び機関発行の通知等について、順次、掲載を行っている。	④ 人事・給与システムを活用し、人事及び給与業務のデータベース化を推進し、効率的人事及び給与業務を実施した。	⑤ 取扱業務の電話相談を記録し、データベース化する相談力報システムにまち適宜、改修を加え、業務の効率化を図った。
・業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。	・各業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。	・各種の文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。	③ 情報システムの刷新可能性調査を実施し、今後の「業務・システム最適化計画」の中において、3つの組織を統合してできた機構全体の最適化・無駄を省いた情報システムの整備が可能となるよう整備を図った。	⑥ 16年4月以降に報告された副作用及び不具合に関しては、その全てをリストとして公表するよう、公表用データベースを整備した。	

中期目標		中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
ウ 機構の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の具直しを踏まえ、医薬品等の検討を行なうことによる透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査、システムの見直し、これらを踏まえ、システムの刷新化計画を策定し、システム最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化を図ること。公表すること。	ウ 機構の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の具直しを踏まえ、医薬品等の検討を行なうことによる透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査、システムの見直し、これらを踏まえ、システムの刷新化計画を策定し、システム最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化を図ること。公表すること。	○ 機構の共通的な情報システム管理業務、審査業務等の具直しを踏まえ、医薬品等の検討を行なうことによる透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査、システムの見直し、これらを踏まえ、システムの刷新化計画を策定し、システム最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化を図ること。公表すること。	○ 機構の共通的な情報システム管理業務、審査業務等の具直しを踏まえ、医薬品等の検討を行なうことによる透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査、システムの見直し、これらを踏まえ、システムの刷新化計画を策定し、システム最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化を図ること。公表すること。	○ 機構の共通的な情報システム管理業務、審査業務等の具直しを踏まえ、医薬品等の検討を行なうことによる透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査、システムの見直し、これらを踏まえ、システムの刷新化計画を策定し、システム最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化を図ること。公表すること。
評価の視点		自己評定 A	A	評定 A (理由及び特記事項)
○ 幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役立てられているか。	○ 機構全体の業務について、大所高所から華麗するため、学識経験者、消費者の代表及び医薬品等による健保被扶養者の代表、「運営評議会」並びにその下に業務執行する専門事務委員会」をそれぞれ開催した。  (案)、今後の機構の体制又は平成19年度実績報告、中期計画の変更、各委員会における専門的事務委員会、安全業務委員会等に於ける審議が行われ、上半期実績(平成18年4月～9月)等の審議が行われており、委員会からの意見等に従事してある。 透明性の確保に役立てている。 委員会から、これまでの意見等も随時提出され、機構の業務の透明性及び公正性を確保する観点から、これまでの報告書及び審査会議会及び審査会議会での報告書、安全業務委員会の開催の都度報告などについても、運営評議会の改選に付いても、透明に実施した。	○ 専門委員の数が873名と多いが、利益相反に対する管理はできている。 ○ 透明性の確保に対する大きな流れはできている。 ○ ホームページに情報を公開するなど、公正性、透明性に努めている。	○ 外部評議組織を整備し、SOPも作成している。 ○ 全ての委員会が出席し、かつ外部評議組織を導入し、業務を見直している。	○ 一度、申請者側の満足度、機構への要望などについてどのようにお聞きいただきたい。 ○ か、アンケート等調査結果があれば提示していただきたい。 ○ 一度だけなく、OTC、スイッチOTC、その他医療機器も含めてデータがあるとありがたい。

- 各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系统的な情報の整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。
- システム構成及び開発方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。
- 業務の見直し並びにシステムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。
- 「情報システム管理等対策本部」において、各情報システムの稼働状況等を把握しているか。
- 平成18年度は、同対策本部の下に「情報システム投資決定会議」を設置し、各システムの開発・改修等の要当性判断を行った体制を整備した。共用LANシステムを活用した文書の電子媒体による共有化、医薬品の承認情報等のデータベース化、部門間のシステム連携の推進等が図られ、業務の効率化に役立っている。
- 今後、業務・システム最適化計画の策定に向けて準備を進め、3つの組織から受け継いた情報システム全般について、最適化の検討を行うこととしている。
- 外部コンサルタントを活用し、機構の業務診断及びシステム診断を実施した。
- 業務診断についてでは、平成18年9月に新薬審査部門の診断が終了した後、新薬審査部門を除いた機構全体の業務診断を実施することとなり、平成19年度以降も引き続き実施することとした。また、これらを踏まえ、業務改革に着手したことである。
- 機構診断についてでは、外部専門家であるCIO補佐の支援の下、外部コンサルタントとともに各情報システムの現状及び新規システム構成及び開発方法を見直し、「情報システム構成やシステム開発における透明性の確保を図るため、『情報システム投資決定会議』を設置した。
- 以上のように、審議機関が有効に機能することとともに、グループ制の構築、業務マニエアルの整備の進行、データベース化の推進及び業務・システム最適化計画の策定に対する取り組みが図られており、業務運営上十分な成果を上げたものと考えられる。

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画		(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	
ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）については、平成15年度と比べて制度改訂が発生するごとに、年次別に算出する人件費の抑制手当を除く。）に係る中期目標期間の見直し等にて、中期目標期間終了時ににおいては、平成16年度と比べて1.2%程度の額を、また、改正事業事が平成17年度に施行されるごとに、平成17年度と比べて1.2%程度の額を、さらに平成17年度と比べて9%程度の額を節減することに伴い、平成17年度と比べて9%程度の額を節減することに伴う経費節減等	イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（給付関係経費及び事業創設等に係る車両年度経費を除く。）に係る中期目標期間の終了時ににおいては、平成15年度と比べて制度改訂が発生するごとに、年次別に算出する人件費の抑制手当を除く。）に係る中期目標期間の終了時ににおいては、平成16年度と比べて4%程度の額を、また、改正事業事が平成17年度と比べて4%程度の額を、さらに平成17年度に施行されるごとに、平成17年度と比べて3%程度の額を節減することに伴う経費節減等	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制手当を除く。）に係る中期目標期間の終了時ににおいては、平成15年度と比べて1.5%程度の見直し等にて、中期目標期間終了時ににおいては、平成16年度と比べて1.5%程度の額を、また、改正事業事が平成17年度に施行されるごとに、平成17年度と比べて1.2%程度の額を、さらに平成17年度と比べて9%程度の額を節減することに伴う経費節減等	イ 業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る。	ア 常勤職員について、必要に応じ、平成18年度の定期昇給の停止措置を行う。	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等
ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）については、前記2ケ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検討する。前記2ケ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検討する。	イ 業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る。	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制手当を除く。）に係る中期目標期間の終了時ににおいては、平成15年度と比べて1.5%程度の見直し等にて、中期目標期間終了時ににおいては、平成16年度と比べて1.5%程度の額を、また、改正事業事が平成17年度に施行されるごとに、平成17年度と比べて1.2%程度の額を、さらに平成17年度と比べて9%程度の額を節減することに伴う経費節減等	ア 常勤職員について、必要に応じ、平成18年度の定期昇給の停止措置を行う。	ア 一定の要件に該当する常勤職員の平成18年度定期昇給を停止した。	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等
ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）については、前記2ケ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検討する。前記2ケ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検討する。	イ 業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る。	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制手当を除く。）に係る中期目標期間の終了時ににおいては、平成15年度と比べて1.5%程度の見直し等にて、中期目標期間終了時ににおいては、平成16年度と比べて1.5%程度の額を、また、改正事業事が平成17年度に施行されるごとに、平成17年度と比べて1.2%程度の額を、さらに平成17年度と比べて9%程度の額を節減することに伴う経費節減等	ア 常勤職員について、必要に応じ、平成18年度の定期昇給の停止措置を行う。	ア 一定の要件に該当する常勤職員の平成18年度定期昇給を停止した。	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等
ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）については、前記2ケ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検討する。前記2ケ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検討する。	イ 業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を図る。	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制手当を除く。）に係る中期目標期間の終了時ににおいては、平成15年度と比べて1.5%程度の見直し等にて、中期目標期間終了時ににおいては、平成16年度と比べて1.5%程度の額を、また、改正事業事が平成17年度に施行されるごとに、平成17年度と比べて1.2%程度の額を、さらに平成17年度と比べて9%程度の額を節減することに伴う経費節減等	ア 常勤職員について、必要に応じ、平成18年度の定期昇給の停止措置を行う。	ア 一定の要件に該当する常勤職員の平成18年度定期昇給を停止した。	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 繾
<p>(ウ) 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者目次一覧等を行なうことにより、業務の効率化を推進すること。 (拠出金の徴収及び管理は、№4)</p>	<p>(ウ) 現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に開拓する納入業者、許可品目等各種の情報をデータベース化して活用することにより、さらには拠出金及び申告品目の管理等を図る。</p> <p>・また、各拠出金ごとに、算定期取引額の計算システムを構築することにより拠出金申告額のデータ化を容易にする。</p> <p>・データは蓄積して財政年度計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を9.9%以上とする。過去5年間の副作用拠出金の収納率の平均は、約9.9%。</p> <p>・安全対策等拠出金については、制度の普及を図ることとともに納入業者の管理を強化し、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指すものとする。 (拠出金の徴収及び管理は、№4)</p>	<p>(ウ) 拠出金徴収管理システムへのデータ入力作業の簡素化をめざし、効率的な値段管理業務を行なう。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対する督促による督促を行い、収納率を9.9%以上とする。</p> <p>・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るために、各拠出金が加入している(社)日本薬剤師会に当該業局に係る拠出金の収納業務を委託する。① 拠出金が支払義務者に付与する現金等拠出金については、現金制限の緩和を実現するため、引き続き現金の理解と周知を図る。また、拠出金の現金付・申告のための手続きを作成し、全額現金付布。</p> <p>② 現付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融収納システムを活用する。 (拠出金の徴収及び管理は、№4)</p>	<p>エ. 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、人件費の削減を実現する。併せて、給与体系の見直しの検討を行う。</p> <p>① 一定の要件に該当する常勤職員の定期昇給の停止や新規採用者を若手とし、約2,7%の削減が図られた。</p> <p>② 平成19年4月からの新人事評価制度の導入に合わせ、国家公務員の給与構造改革等を行なった。</p>
<p>(エ) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年2月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進めることで、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間にわたり、平成18年度以降の5年間において、5%以下の削減から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、3%以上の削減を実現する。 ※「中期目標 第2.(2)」工に基づく取組を始める公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行なう。</p> <p>※「中期目標 第2.(2)」工に基づく取組とは、346人×17年度一人当たりの人件費</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進めることで、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間にわたり、平成18年度以降の5年間において、5%以下の削減から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を実現する。 ※「中期目標 第2.(2)」工に基づく取組を踏まえ、給与体系の見直しを行なう。</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進めることで、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間にわたり、平成18年度以降の5年間において、5%以下の削減から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を実現する。 ※「中期目標 第2.(2)」工に基づく取組を踏まえ、給与体系の見直しを行なう。</p>	<p>3</p>

評価の視点		自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)					
<p>○一般管理費及び事業費にかけた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。</p> <p>○中期目標期間終了時のうち人件費について、「行政改革の重要な方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行ったための取組を進めめたか。</p> <p>○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めめたか。</p>	<p>○中期目標期間終了時のうち人件費について、「行政改革の重要な方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行ったための取組を進めめたか。</p> <p>○中期目標期間終了時のうち人件費について、「行政改革の重要な方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行ったための取組を進めめたか。</p>	<p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の平成18年度に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られており、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p>	<p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p>	<p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p>	<p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p> <p>○中期目標期間終了時の目標達成率を図るために、中間年度の要件には、一定の要件に於ける削減目標の達成が図られたものであり、機構としてはこの限りである。</p>
<p>○費用削減について努力している。</p> <p>○節減目標をすべて達成している。</p> <p>○一般管理費で2.8%、事業費で6.0%削減を達成している。また、給与俸正も実施し、人件費2.7%削減を達成している。</p>	<p>○費用削減について努力している。</p> <p>○節減目標をすべて達成している。</p> <p>○一般管理費で2.8%、事業費で6.0%削減を達成している。また、給与俸正も実施し、人件費2.7%削減を達成している。</p>	<p>○費用削減について努力している。</p> <p>○節減目標をすべて達成している。</p> <p>○一般管理費で2.8%、事業費で6.0%削減を達成している。また、給与俸正も実施し、人件費2.7%削減を達成している。</p>	<p>○費用削減について努力している。</p> <p>○節減目標をすべて達成している。</p> <p>○一般管理費で2.8%、事業費で6.0%削減を達成している。また、給与俸正も実施し、人件費2.7%削減を達成している。</p>	<p>○費用削減について努力している。</p> <p>○節減目標をすべて達成している。</p> <p>○一般管理費で2.8%、事業費で6.0%削減を達成している。また、給与俸正も実施し、人件費2.7%削減を達成している。</p>	<p>○費用削減について努力している。</p> <p>○節減目標をすべて達成している。</p> <p>○一般管理費で2.8%、事業費で6.0%削減を達成している。また、給与俸正も実施し、人件費2.7%削減を達成している。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度の業務の実績																																												
((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)	<p>ウ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に關する約へ業者、許可品目等各種の拠出金及び申告品目のもの防除、さらには拠出金及び未納業者の管理等を図る。</p> <p>・また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築するようする。</p> <p>・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を9.9%以上とする。</p> <p>・安全対策等拠出金について、制度の普及を図ることで、より多く業者が加入していける。本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納率の平均は、約9.9%。</p> <p>・安全対策等拠出金について、制度の普及を図ることで、より多く業者が加入していける。中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目標とする。</p>																																												
副作用拠出金、感染拠出金等の元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。	<p>((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)</p> <p>① 申告・納付義務者の徴収金管理等を支援する拠出金管管理システムへのデータ入力作業の簡素化を図るためにデータ自動取込機能等の基盤等の算出、未納データの算出、未納データ処理等の微収管理業務の効率化を図った。</p> <p>② 各拠出金の申告時に提出される算定基礎取引額等の申告データを抽出して、未納業者の簡素化を図り、收納率の向上に資するとともに、財政再計算の基礎データとした。</p> <p>○ 副作用拠出金の収納率は99.7% (3,249百万円：778業者、8,963薬局)。</p> <p>○ 感染拠出金の収納率は100% (556百万円：101業者)。</p> <p>○ 各拠出金の効率化を図るために、算定基礎取引額の計算システムによる算定基礎取引額等の申告データを抽出して、未納業者の簡素化を図り、收納率の向上に資する。</p> <p>○ 副作用拠出金 安全対策等拠出金 98.6% (8,963薬局 / 9,002薬局) 99.5% (8,960薬局 / 9,002薬局)</p> <p>○ 感染拠出金 98.5% (8,963薬局 / 9,002薬局)</p> <p>○ 安全対策等拠出金 99.5% (8,960薬局 / 9,002薬局)</p> <p>○ 安全対策等拠出金については、以下の取り組みを行い、関係者の周知を図った。 ・日本薬剤師会等の周知協力の要請(チラシの配布)、各相談窓口等を通じての周知 ・各相談窓口等ページ上の周知 ・関係業界紙への広告掲載を平成18年7月に実施。 ・平成18年6月に「申告・納付の手引き」を作成し、納付対象者へ送付(12,708部)。 ・平成18年11月には、未納者に対し催促の手紙を送付した。その結果、平成18年度安全対策等拠出金の収納率は98.3% (1,220百万円：3,180業者、8,960薬局)。</p> <p>○ 平成18年度各拠出金の収納率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者(件)</th> <th>納付済数(件)</th> <th>収納率(%)</th> <th>未納額(百円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副作用拠出金</td> <td>778</td> <td>778</td> <td>100%</td> <td>3,240</td> </tr> <tr> <td>感染拠出金</td> <td>8,963</td> <td>8,963</td> <td>99.9%</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>安全対策等拠出金</td> <td>8,960</td> <td>8,960</td> <td>99.7%</td> <td>3,249</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,730</td> <td>9,730</td> <td>99.7%</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>101</td> <td>101</td> <td>100%</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>安全対策等拠出金</td> <td>3,244</td> <td>3,180</td> <td>98.3%</td> <td>1,211</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,962</td> <td>8,950</td> <td>99.5%</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,346</td> <td>12,140</td> <td>98.3%</td> <td>1,220</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動による金融取引システムを活用した収取を行った。</p> <p>○ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動による金融取引システムを活用した収取を行った。</p>	区分	対象者(件)	納付済数(件)	収納率(%)	未納額(百円)	副作用拠出金	778	778	100%	3,240	感染拠出金	8,963	8,963	99.9%	9	安全対策等拠出金	8,960	8,960	99.7%	3,249	計	9,730	9,730	99.7%	555	計	101	101	100%	9	安全対策等拠出金	3,244	3,180	98.3%	1,211	計	8,962	8,950	99.5%	9	計	12,346	12,140	98.3%	1,220
区分	対象者(件)	納付済数(件)	収納率(%)	未納額(百円)																																										
副作用拠出金	778	778	100%	3,240																																										
感染拠出金	8,963	8,963	99.9%	9																																										
安全対策等拠出金	8,960	8,960	99.7%	3,249																																										
計	9,730	9,730	99.7%	555																																										
計	101	101	100%	9																																										
安全対策等拠出金	3,244	3,180	98.3%	1,211																																										
計	8,962	8,950	99.5%	9																																										
計	12,346	12,140	98.3%	1,220																																										

評価の視点		(理由及び特記事項)	
自己評定	A	評定	A
<p>○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の微収業務を効率的にうたため、中期計画に掲げる各種取組みが着実に進められ、その結果として副作用、感染拠出金の収納率について、9.9%以上の達成となっている。</p> <p>○また、安全対策等拠出金の収納率についても、同様の目標値の達成を目指すため、当該拠出金の制度普及、納付義務者の管理の徹底に向けた取組みが講じられている。</p>	<p>(具体的取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の副作用拠出金の微収管理システムを改修し、感染拠出金及び安全対策拠出金に関する情報をデータベース化して活用しているか</li> <li>・拠出金申告額のチケットを容易にするため、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築しているか</li> <li>・業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用しているか</li> </ul>	<p>○申告・納付義務者の微収金管理等を支援する拠出金微収管理システムへの搬入検査課品目(医薬品・医療機器)入金情報等の基礎データを自動処理できるように機能改善を行ない、算定基礎取引額の算出、未納データ等の微収管理業務の効率化を図った。</p> <p>○拠出金微収管理システムに算定基礎取引額等の申告データを入力し、審査事務の効率化、未納業者への催促事務の簡素化及び取扱い率の向上を図り、また、当該データを基にして財政再計算における拠出金率の検討に活用できるようにしている。</p> <p>○拠出金の納付について、主要銀行4行及び財金事務センター(郵便局)と収納委託契約を締結し、納付義務者の利便性を確保するとともに、迅速な資金移動が行われた。</p> <p>○以上のように、拠出金の収納に関しては十分な成果を上げたものと考える。</p>	
<p>○未納業者に対しては、機械から直接電話、郵便はがき等により催促を行ない、副作用拠出金の収納率は99.7%、感染拠出金については99%に達していない。</p> <p>○また、安全対策等拠出金に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載、申告・納付の手引きの作成・配布。さらに、薬局医薬品製造販売業者を除く全未納業者に対する納付のお願いの文書を発送し、納付の依頼を行うことにより、納付義務者等の当該拠出金の制度(平成17年度98.1%)へと上昇した。認識の浸透が図られ、収納率も98.3%(平成17年度98.1%)へと上昇した。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標達成への努力が認められる。</li> <li>○拠出金のうち安全対策等拠出金が95.1%となっている。</li> <li>○製造販売業の収納率が95.1%となっている。</li> <li>○収納率は高い。</li> <li>○費用がかかり過ぎるものもあるが、未納業者に対しての対策が、はがき、電話のみでは弱いと思われる。</li> <li>○収納率は目標を達成している。データベース化により、管理の徹底が図られたつがあり、取組も行われている。</li> </ul>	<p>○未納業者に対しては、機械から直接電話、郵便はがき等により催促を行ない、副作用拠出金の収納率は99.7%、感染拠出金については99%に達していない。</p> <p>○また、安全対策等拠出金に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、申告・納付の手引きの作成・配布。さらに、薬局医薬品製造販売業者を除く全未納業者に対する納付のお願いの文書を発送し、納付の依頼を行うことにより、納付義務者等の当該拠出金の制度(平成17年度98.1%)へと上昇した。認識の浸透が図られ、収納率も98.3%(平成17年度98.1%)へと上昇した。</p>	<p>○未納業者に対しては、機械から直接電話、郵便はがき等により催促を行ない、副作用拠出金の収納率は99.7%、感染拠出金については99%に達していない。</p> <p>○また、安全対策等拠出金に対する依頼及び説明、講演会等を通じた協力要請、申告・納付の手引きの作成・配布。さらに、薬局医薬品製造販売業者を除く全未納業者に対する納付のお願いの文書を発送し、納付の依頼を行うことにより、納付義務者等の当該拠出金の制度(平成17年度98.1%)へと上昇した。認識の浸透が図られ、収納率も98.3%(平成17年度98.1%)へと上昇した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績															
(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上 一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。 ・国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	(3) 国民に対するサービスの向上 ・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。更に、更に、 に設置した一般相談窓口を運用する。また、相談者の利便性の向上を図るために、 に設置する専門性を有する相談窓口を運用し、昨年に引き続き、昨年に引き続き、 に設置した一般相談窓口を運用し、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。 ③ 平成18年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、 月平均199.5件であった。	<p>① 機構に寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善したため「一般相談等に対する方針」に基づき、「一般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るために、 に設置した一般相談窓口を運用し、昨年に引き続き、昨年に引き続き、 に設置する専門性を有する相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。</p> <p>② 平成17年度に引き続き、相談事例を踏まえたFAQの整備を図るとともに、 に設置する専門性を有する相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。</p> <p>③ 平成18年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、 月平均199.5件であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>照会</th> <th>相談</th> <th>苦情</th> <th>意見</th> <th>要望</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,387</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2,394</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 機構来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにするために、 に設置した業務運営のための参事として活用するため見箱を設置しているが、平成18年11月からRFIDによる受付を新たに導入した。機構来訪者が意見・要望・苦情等を容易に見込みで間接等を説明するようになり、平成18年度において、新医薬品は87件、 新医療機器及び改良医療機器は3件であった。</p> <p>⑤ 申請者から新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗等業務にによる見込みで間接等を説明する 状況に開示する。次つて審査段階まで見込みで間接等を説明する 取り扱いを行っており、平成18年度において、新医薬品は87件、 新医療機器及び改良医療機器は3件であった。</p> <p>⑥ 申請者から機構における審査等業務及び安全対策業務に 関する不服申立て等が行われた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の場合は、 申立て等の場合は、審査センター長又は安全管理課)が直接検討を行ない、 度行ない、15軒審査日以内に回答する仕組みを設けている。平成18年度ではななかった。</p> <p>⑦ 申請者から機構における審査等業務及び安全対策業務に 関する不服申立て等が行われた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の場合は、 申立て等の場合は、審査センター長又は安全管理課)が直接検討を行ない、 度行ない、15軒審査日以内に回答する仕組みを設けている。平成18年度ではななかった。</p> <p>⑧ 申請等に必要な手続やその流れ及び必要書類等について、必要 なものから順次、ホームページに掲載を行った。</p> <p>⑨ 機構の業務実績等については、平成17年度年度の業務実績とと りまとめて「平成17事業年度業務報告」を作成。平成18年6月解説 催の運営評議会資料として活用するとともに、同年8月に毎法解説提出 価委員会(平成17年度の業界とどもに、参考資料として提出 した。同年8月には冊子化し、関係機関等へ配布するとともに、 内容をホームページに掲載した。 また、平成19年1月には、平成18年度上期の業務実績について の半期報を作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>⑩ 申請等に必要な手続やその流れ及び必要書類等について、必要 なものから順次、ホームページに掲載を行った。</p> <p>⑪ サイト・ページ再構成と既存コンテンツの整理を目的として、 平成19年3月30日に、ホームページをリニューアルし、サイト・ ページ等を再構築した。同様に、英文ホームページについても、 同じく、サイト・ページを再構築成し、より分かりやすく使いやす いものとなるよう改修を行った。</p>	相談件数	照会	相談	苦情	意見	要望	その他	合計	2,387	3	4	4	0	2,394	
相談件数	照会	相談	苦情	意見	要望	その他	合計											
2,387	3	4	4	0	2,394													

中 期 目 標	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 計 画
<p>・情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理を適切に行う。</p> <p>・機関を対象としたアオガラムを開催するなどし、機種の業務や活動の広報を行う。</p>	<p>② 機構が行う対面訪問（治験相談・簡易相談）及び事前相談等の情報に係るコレクション（证明施設、独立行政法人医療品医療機器総合機構が行う対面助言、証明施設調査等の実施要領等について）（平成19年3月30日薬機発第0330004号独立行政法人医療品医療機器総合機器理事長通知）の発出にとどめない、これらを一つにまとめて、相談希望者にわかりやすいものとした。</p> <p>○ 機構の業務内容やその活動について周知を図るとともに、医療機器の販売及び正規用等についての普及及啓発を行つた。また、「もつとよく知らない」医療品・医療機器へ安心の医療王朝のため、「」をテーマに「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催した。会場は、ミニセミナー及びパネルディスカッションの構成が主で、講師は334名であった。なお、議事録等を機構ホームページに掲載している。</p> <p>① 開示決定等を過渡なく行い、必要に応じて第三者意見照会を行つた。（平成18年度請求件数248件）。</p> <p>② 法人文書開示請求次の異議申立てのうち、昨年度から情報公開個人情報保護審査会で諮詢を行つていた案件については、平成18年9月19日に、同審査会より機構の不開示決定を妥当とする決定書を提出した。</p> <p>③ 平成18年8月18日に異議申立てがあった2件は、同年11月20日に情報公開個人情報保護審査会に踏問している。同年11月10日及び平成19年1月4日に異議申立てがあつた4件は、次年度に同審査会へ踏問の予定である。</p> <p>○ 各監査報告書等については、適宜ホームページに掲載した。</p> <p>○ 平成17事業年度決算については、ホームページ及び事業所備え付け（平成18年9月、官報公告（平成18年10月）において公表した。</p>	<p>・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。</p> <p>・支出金の透明性を確保するため、審査手数料及び処理料の透明化等、財務状況についても公表する。</p> <p>・財務状況を年次報告として公表する。</p>

評価の観点		(理由及び特記事項)	
自己評定	A	評定	B
<p>○一般消費者や関係企業等からの相談、苦情等を受け付ける窓口として、昨年度に引き続き、窓休み時間も含めた一般相談窓口を運用した。</p> <p>○機構来訪者が機構に対する意見等を業務運営の改善のための参考として活用するため、ご意見箱を設置したが、平成18年11月からはFAXによる受付を新たに開始し、機構来訪者が意見、要望・苦情等を容易に発信できるよう体制を整えた。</p> <p>○機構の業務内容やその活動等について国民に周知等を図るため、平成18年12月に、「医療品医療機器国民フォーラム」を開催し、議事録等をホームページに掲載した。</p> <p>○機構の業務内容及びその成果について、「平成17事業年度業務報告」を作成、ホームページに掲載、冊子の配付等、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、運営戦略会・業務委員会・議事録・ホームページ等、幅広くホームページで情報提供している。</p> <p>○英文ホームページを含め、機構ホームページを改修し、より分かりやすく使いやすいものとした。</p> <p>○平成17事業年度決算による会計監査を実施し、外部監査法人による財務諸表等の表示内容の信頼性が確保された。これにより、機構が公表する財務諸表等が正確であると評価される。</p> <p>○監事監査及び内部監査については、平成18年度監査計画を策定し、計画的、効率的な監査を実施し、監査報告書等をホームページに掲載した。</p> <p>○上記のとおり、年度計画においては、計画的な各監査の実施により、業務運営及びその内容の透明性、信頼性を確保し、国民へのサービス向上が図られた。</p> <p>○なお、平成18事業年度決算について、主務大臣の承認を受けたときは、連絡なく、官報公告、ホームページでも関係資料を交付され、総務部受付にも関係資料を設置することとする。</p> <p>○以上のように、機構に対する相談、情報提供など、国民にとってアクセスやすくなるための整備について、十分な成果を上げたものと考えられる。</p>			
(理由及び特記事項)			
○ 地方においてのフォーラム等の開催も検討すべきである。異議申立があつた4件について審議会への諮詢を、通常なく速かに行うことを目指す。	○ より国民に信頼される機構になることを維持するために努力が必要である。	○ 一般相談窓口の周知徹底が図られていない。	○ フォーラムの参加者が少なく、国民のニーズを把握していないと思われる。
○ まだ一般国民に周知されているとは思われない。	○ ホームページの改正は評価できる。	○ フォーラムの参加者がテーマのわりに334名と少ない。告知の方法が悪いのではないかと思われる。	○ 監査報告書や決算をホームページで公表している。
○ 機構の業務内容及びその成果について、「平成17事業年度業務報告」を機構の国民へのサービスについては、現在まだ受け身的であり、国民側が情報を取扱いに行けばはホームページ等に情報がかなりあるものの、機構側からの能動的な情報発信が少ない。年に1回のフォーラムにとどまらず、積極的な事務内容の充実は図っている。	○ 機構の業務内容及びその成果について、「平成17事業年度業務報告」を機構の国民へのサービスについては、現在まだ受け身的であり、国民側が情報を取扱いに行けばはホームページ等に情報がかなりあるものの、機構側からの能動的な情報発信が少ない。年に1回のフォーラムにとどまらず、積極的な事務内容の充実は図っている。	○ 機構の業務内容及びその成果について、「平成17事業年度業務報告」を機構の国民へのサービスについては、現在まだ受け身的であり、国民側が情報を取扱いに行けばはホームページ等に情報がかなりあるものの、機構側からの能動的な情報発信が少ない。年に1回のフォーラムにとどまらず、積極的な事務内容の充実は図っている。	○ 機構の業務内容及びその成果について、「平成17事業年度業務報告」を機構の国民へのサービスについては、現在まだ受け身的であり、国民側が情報を取扱いに行けばはホームページ等に情報がかなりあるものの、機構側からの能動的な情報発信が少ない。年に1回のフォーラムにとどまらず、積極的な事務内容の充実は図っている。

中期目標		中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に関する事項	第2 部門毎の業務運営に関する事項及び他の業務の質の向上に関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するための目標を達成するための目標	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するための目標	副作用を含む付請求件数の増加に対応するとともにに生物由来製品感覚等を経済業務を行ったための目標を達成するための目標
1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	副作用を含む付請求件数の増加に対応するための目標を達成するための目標
健康被害救済給付業務については、医薬品副作用用被害救済制度及び生物由来製品感覚等被害救済制度(以下「救済制度」といいう。)をより多くともに、医薬品による副作用及び生物由来製品による副作用を介した感染等による迅速な救済を行つた方々に対し、適正かつ迅速な対応することとする。	健康被害救済給付業務については、医薬品副作用用被害救済制度及び生物由来製品感覚等被害救済制度(以下「救済制度」といいう。)をより多くともに、医薬品による副作用及び生物由来製品による副作用を介した感染等による迅速な救済を行つた方々に対し、適正かつ迅速な対応することとする。	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	副作用を含む付請求件数の増加に対応するための目標を達成するための目標
ア 当の透明化を図ること。	イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。	ア 平成16年度中ににとるべき措置	イ・パンフレット、請求手引きについて、医師や患者等にとつて使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネットを通じた情報提供の実施方法についても、同様の観点から、情報を継続的見直しをする。	① 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説した冊子を作成し配信により使いやすくした。
イ 制度に関する情報提供の拡充及び見直し	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手側にとつての使い易さ・分かり易さ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しを行う。	ア・パンフレット、請求手引の改善、インターネット等において、給付事例、業務統計等に公表を行い、医療関係者等に給付事態の周知は個人情報を公表に当たっては、個人情報を公表にとることとする。	② 請求書の記載要領を作成し、患者等にとって記入しやすくなるよう改善を図った。	
ア 当の透明化を図ること。	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネット等にとつて、使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しをする。	ア・パンフレット及び請求手引の改善、インターネット等にとつて、使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しをする。	③ 請求書の書式等をホームページからダウンロードができるようにした。また、パンフレットに請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、より使いやすくした。	
イ 制度に関する情報提供の拡充及び見直し	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネット等にとつて、使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しをする。	ア・パンフレット及び請求手引の改善、インターネット等にとつて、使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しをする。	④ 請求書の書式等をホームページからダウンロードができるようにした。また、パンフレットに請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、より使いやすくした。	
ア 当の透明化を図ること。	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネット等にとつて、使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しをする。	ア・パンフレット及び請求手引の改善、インターネット等にとつて、使いやすく、かつ、分かりやすさ・インターネット上で情報提供の実施方法について見直しをする。	⑤ ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、ホームページへのアクセス件数を平成15年度と比べて15%程度増加させることとした。さらに、インターネット上に掲載した広報用ページにて、健康被害救済制度の概要を記載した広報専用ページに45%増加のアクセス件数があり、制度の周知に寄与した。	
(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施
・教済制度を幅広く国民に周知すること。	・教済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。	・教済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。	・教済制度について、効果的な広報を検討し、実施する。	① 広告会社等を活用し、健康被害救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか?健康被害救済制度」の冊子による広報した。また、「ご存知ですか?日本薬剤師会会報(約10万部)、日本薬剤師会会報(約17万部)、日本薬剤師会会報(約10万部)に掲載したり、機関誌(2月間サイドペーパー広報冊子をインターネットによる広報(2月間サイドペーパー広報)、医師向けサイト(2月間サイドペーパー広報)、医師向けサイト(2月間サイドペーパー広報)、医師への広報(4月間サイドペーパー広報)、薬剤への広報(4月間サイドペーパー広報)を実施した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績															
・医療関係者に対する制度の普及や理解を得るために努める。	・新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き教説制度の周知を図る。 ・医療に関する専門誌を活用した広報を実施する。 ・医療関係者が制度に対する理解を深められる周知広報を検討し、実施する。	・新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き教説制度の周知を図る。	<p>② 個別広報として、関係団体の協力を得て、日本歯科医師会連合会等行の医薬品安全対策情報誌（23万部）に制度概要を掲載し、全医療機関に配布した。          ③ 全国薬剤師会の協力により、制度紹介パンフレットを薬局に約92万4千部配布した。          ④ 全国での日本赤十字社血液センター（47都道府県血液センター）の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約1万7千部配布した。          ⑤ (社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」に制度概要を掲載した。          ⑥ 感染拡大に際しても、専門誌6誌・抄録集に制度を掲載した。          ⑦ 全国自治体病院学会プログラム、抄録集に制度を掲載した。          ⑧ 医学会等（日本医療学会、日本薬剤師会学術大会、日本薬学会年会）に参画し、8ヶ所で制度について講演した。          ⑨ 全国6カ所の医療機関に直接起いて制度の説明を行った。          ⑩ 「第20回日本エイズ学会学術集会・総会」において教説制度企画に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。</p>															
(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置	<p>○ 相談窓口に専任の職員によるフリーダイヤル（平成17年7月12日導入）を活用した相談が行われているところであり、利用者にどうつて制度や給付手続きに關する相談がしやすい体制の下、また、相談マニュアルについては、改善に向けて検討中であり、早急に改善をする予定である。</p> <p>○ 制度の普及について積極的な広報活動を行うことにより、相談件数は、平成15年度と比較して20%増の6,427件となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成16年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>3,911</td> <td>4,307</td> <td>6,427</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20%増</td> </tr> </tbody> </table>	相談件数	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度比	相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427					20%増
相談件数	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度比														
相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427														
				20%増														
(3) 相談窓口を広げ受け付ける体制を充実させること。 相談を広く受け付ける体制を充実させること。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染拡大給付手続きに關する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。 ・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染拡大給付手続きに關する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染拡大給付手続きに關する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。	<p>このように体制を充実させた上で、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。</p> <p>・相談体制の充実と効果的な広報を行うことにより、相談件数は、平成15年度と比較して20%増の6,427件となった。</p>															

評価の視点	自己評定	A.	評定	A.
(理由及び特記事項)				
○ホームページ等において給付事例、業務統計等が公表されているか。	○ 平成17年度第3四半期までは決定された支給・不支給事例についても、平成18年度上半期分を適切な時期に状況を公表した。	○ 目標を上回っている。 ○ インターネットの普及率が上昇しているため、アクセス件数が増加しただけでは評価はできない。		
○ ホームページへのアクセス件数について中期計画に掲げる目標値（対平成15年度2.0%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展している。（具体的取り組み） ・パンフレット、請求手引きを改善する。 ・請求書の書式等のダウシヨードを可能にする。	○ ホームページ等に相談窓口のフリーダイヤル番号及び請求書の書式等がダウシヨードできるURLを掲載し、周知に努めた。広報活動を強化すると4.5%となり、ホームページへのアクセス件数は対平成15年度と比べると4.5%増えた。年次計画の目標（15%増）を上回った。 ○ 結果、健康セス件数があり、制度の周知に寄与した。	○ 相談件数が順調に増えているが、すべての課題に対する割合は、まだ低いのではないかと思われる。 ○ 支給、不支給事例についてはホームページ上に公表し、制度普及に積極的に取り組んでいる。		
○ 業務制度の広報について中期計画に掲げる各種取り組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。	○ 業務制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取り組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいる。 ・効果的な広報の検討及び実施 ・新聞等の媒体を活用した医療関係者に対する制度の普及	○ 教育制度の広報に係る企画案の公募を行い、「ご存知ですか？健康被害救済制度」の冊子により記載、冊子のPDF形式及び保険薬局で使用する薬袋裏面への医療会員制度紹介のパンフレットによる広報等がある。 ・インフォメーション（社）日本薬剤師会の協力による「おもとづけ」による広報として、日本薬剤師会本部が協力による「おもとづけ」による広報等がある。 ・専門誌への掲載、（社）日本赤十字社血液（株）による「日本血液」の配布、（社）日本薬剤師会発行の「日本薬剤師」への掲載等。 ・パンフレットの薬局への掲載、（社）日本医師会（日本医師会連絡会）、（社）日本医師会連絡会（日本医師会連絡会）、（社）日本医師会連絡会（日本医師会連絡会）への掲載を行った。 ・専門誌（日本薬剤師会会報）に掲載された「日本薬剤師会年会」に参画し、8ヶ所に対する制度普及を行った。	○ 目標を達成している。	
○ 年間相談件数増加率については目標を達成している。	○ ホームページ等に相談窓口のフリーダイヤル番号及び請求書の書式等がダウシヨードできるURLを掲載し、周知に努めた。広報活動を強化すると4.5%となり、ホームページへのアクセス件数は対平成15年度と比べると4.5%増えた。年次計画の目標（15%増）を上回った。 ○ 結果、健康セス件数があり、制度の周知に寄与した。	○ 相談件数が順調に増えているが、すべての課題に対する割合は、まだ低いのではないかと思われる。 ○ 支給、不支給事例についてはホームページ上に公表し、制度普及に積極的に取り組んでいる。		
○ 年間相談件数について中期計画に掲げる目標値（対平成15年度比2.0%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展している。（具体的取り組み） ・相談窓口に対する専任職員の配置 ・相談マニュアルの作成 ・専任職員の相談対応	○ 専任の職員によるフリーダイヤルを活用した相談体制の下、相談業務を実施したことなどもあり、平成18年度の相談件数は平成15年度と比べれば、20%増加した。平成18年度の相談件数は427件のうち、制度平成15年度にかかる相談件数が平成15年度3,326件に対し平成18年度3,945件（平成15年度比16%増）と増加しているが、これは、冊子等の広報による相談件数が増加したものと考えられるようになり、専門照会にかかる電話による相談件数が増加したものと考えられる。 ・以上のようにも、ホームページへのアクセス件数の大増と合わせると、国民への救済制度の普及への必要な対応が行われた。	○ 以上のように、ホームページ上回るとともに、年間相談件数についても中期計画に掲げた目標を大幅に達成し、救済制度の普及については、十分な成果を上げたものと評価できる。		



中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【副作用改善状況の実績】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 56 298 631">平成16年度</td><td data-bbox="203 56 298 631">平成17年度</td></tr> <tr> <td data-bbox="298 56 398 631">請求件数 既下け件数(内訳)</td><td data-bbox="298 56 398 631">793件 565件 2件</td></tr> <tr> <td data-bbox="398 56 498 631">決定件数*</td><td data-bbox="398 56 498 631">709件 633件 1,035件</td></tr> <tr> <td data-bbox="498 56 598 631">処理中件数*</td><td data-bbox="498 56 598 631">1件 4件 0件</td></tr> <tr> <td data-bbox="598 56 698 631">達成率**</td><td data-bbox="598 56 698 631">820件 386件 681件</td></tr> <tr> <td data-bbox="698 56 798 631">処理期間 (中央値)</td><td data-bbox="698 56 798 631">17.6%</td></tr> <tr> <td data-bbox="798 56 898 631">達成率</td><td data-bbox="798 56 898 631">14.8%</td></tr> <tr> <td data-bbox="898 56 998 631">処理期間 (中央値)</td><td data-bbox="898 56 998 631">10.6月</td></tr> <tr> <td data-bbox="998 56 1098 631">達成率</td><td data-bbox="998 56 1098 631">12.7%</td></tr> <tr> <td data-bbox="1098 56 1198 631">処理期間 (中央値)</td><td data-bbox="1098 56 1198 631">11.2月</td></tr> <tr> <td data-bbox="1198 56 1298 631">達成率</td><td data-bbox="1198 56 1298 631">6.6月</td></tr> </tbody> </table>		【副作用改善状況の実績】				平成16年度	平成17年度	請求件数 既下け件数(内訳)	793件 565件 2件	決定件数*	709件 633件 1,035件	処理中件数*	1件 4件 0件	達成率**	820件 386件 681件	処理期間 (中央値)	17.6%	達成率	14.8%	処理期間 (中央値)	10.6月	達成率	12.7%	処理期間 (中央値)	11.2月	達成率
【副作用改善状況の実績】																										
平成16年度	平成17年度																									
請求件数 既下け件数(内訳)	793件 565件 2件																									
決定件数*	709件 633件 1,035件																									
処理中件数*	1件 4件 0件																									
達成率**	820件 386件 681件																									
処理期間 (中央値)	17.6%																									
達成率	14.8%																									
処理期間 (中央値)	10.6月																									
達成率	12.7%																									
処理期間 (中央値)	11.2月																									
達成率	6.6月																									
<p>*「処理中件数」とは、各年度末時点の数値。</p> <p>**「達成率」とは、当該年度中に決定されたもののうち、8ヶ月以内に処理できたものの割合。</p>																										
評価の視点		自己評定	S	評定	S	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 副作用改善システム及び感染対策システムについて、事務の効率化を図るために機能の改修を行ない、タイムロック管理や統計機能等の強化を図った。</li> <li>○ 处理期間の中央値が短縮されたことは評価できるが、支給・不支給の決定件数は平成1.7年度より減少している。</li> <li>○ 处理期間が平成1.8年度から劇的に改善した。</li> <li>○ 新システムの開発には着手している。</li> <li>○ 標準的業務処理期間内に決定した件数の達成率は、6.5、3%と目標を達成し、かなり上昇している。</li> <li>○ 副作用改善という社会的重要業務の大枠改善は評価できる。</li> <li>○ 判定業務を整理するための外部専門家による専門家協議を引き続き実施し、効果的な活用を図った。</li> <li>○ これまでの未処理分(いわゆる潜伏分)の処理も含め精力的に事務処理を進めただしから、支給・不支給を決定する件数は平成17年度より大幅に改善され、32.6ポイント上昇の66.3%となった。</li> <li>○ 以上のように、これまで整備を行ってきた請求事案の処理能力を高める取り組みを引き継ぎ、平成18年度における標準的業務処理期間(8ヶ月)内に決定した件数(達成率)が、66.3%と平成17年度より32.6ポイント上昇したため、中期計画た「中期目標期間終了時までに60%以上」という目標を達成できた。</li> </ul>																				

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績	
(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進	機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例を安全対策部門に適切に情報提供すること。	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためのべき措置	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためのべき措置	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためのべき措置	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためのべき措置	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためのべき措置	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためのべき措置
(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討	保健福祉事業において、救済給付受給者の被害実態等に関する調査について、その検討結果を踏まえ、平成16年度中に被害実態等に関する調査を行うこと。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためのべき措置					
評価の観点	○救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策業務に適切に提供されているか。 ○救済給付受給者の被害実態等に関する調査が行われたか。	自己評定	A	評定	A	評定	A

- (理由及び特記事項)
- 救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策部門に提供されている。
  - 救済給付受給者の被害実態等に関する調査が行われた。
  - 以上のように、保健福祉事業を実施するための検討は着実に進展しており、十分な成果を上げているものと考える。

- (理由及び特記事項)
- 調査研究事業概要
  - (1) 調査研究の目的  
平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害の一部調査」(平成18年3月)の結果を踏まえ、障害者のための一般的施策では必ずしも支援が十分でないとい考えられる重篤かつ少なからぬ健康被害者に対するQOL向上策及び必要なサービス提供の在り方等を検討するための調査を行った。
  - (2) 調査研究対象者  
医薬品の副作用により重篤かつ少なからぬ健康被害を受けた者
  - (3) 調査項目の種別  
ア、生活状況調査票(本人記入用)  
A票(福祉サービスの利用状況についての調査)  
B票(社会活動などについての調査)  
C票(1年間取組んできたサービス等の満足度を中心とした調査)  
イ、健康状態報告書(医師記入用)  
D票(調査研究事業用診断書)

調査研究事業の開始は評価できる。

調査研究事業の実施は平成18年4月となっている。

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績	
(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る自機を達成するためのべき措置	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。				
スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。
○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。
評価の観点	自己評定 A	評定 A	評定 A	評定 A	評定 A	評定 A	評定 A
	(理由及び特記事項)					(理由及び特記事項)	
	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等に基づき適切に行われているか。	○個人情報に基づき受託対象者に適切に実施しており、十分な成果を上げているものと考える。	○個人情報に基づき受託対象者に適切に実施しており、十分な成果を上げているものと考える。

中 期 目 標		平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
2 番查等業務及び安全対策業務	2 番查等業務及び安全対策業務	（1）先端的な医薬品・医療機器に対するアセスの迅速化 番查等業務に於けるアセスの実施状況を基に、番查等業務の実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。	番査等業務及び医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。
2 番查等業務及び安全対策業務	2 番查等業務及び安全対策業務	（1）先端的な医薬品・医療機器に対するアセスの迅速化 番査等業務に於けるアセスの実施状況を基に、番査等業務の実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。	番査等業務及び医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。
2 番查等業務及び安全対策業務	2 番查等業務及び安全対策業務	（1）先端的な医薬品・医療機器に対するアセスの迅速化 番査等業務に於けるアセスの実施状況を基に、番査等業務の実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。	番査等業務及び医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。 ア・医療機器に対するアセスの実施状況を評価する。

中期目標		平成18年度計画		平成18年度の業務実績																																					
<p>② 新医薬品の審査は、原則として、薬学、医学、獣医学又は生物学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより実施された。また、チーム主任、チーフ副主任、品質、毒性、薬理、相談係、臨床及び生物統計を基本とした。</p> <p>③ 新医薬品の審査は、薬効別に担当する部及びチームを定めた上で、実施した。</p> <p>④ 治験相談について、審査役並びに副担当の3名が作成する相談者への指導・助言案を基にチーム内で検討し、相談者と対面（治験）相談を行った。</p>																																									
<p>【新医薬品の治験相談及び審査業務の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治験相談件数</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事前面談対応件数</td><td>306件</td><td>542件</td><td>584件</td></tr> <tr> <td>治験相談実施件数</td><td>193件</td><td>218件</td><td>288件</td></tr> <tr> <td>審査開催件数</td><td>192件</td><td>121件</td><td>170件</td></tr> <tr> <td>審査形式</td><td>127件</td><td>87件</td><td>136件</td></tr> <tr> <td>開会審議件数</td><td>65件</td><td>34件</td><td>40件</td></tr> <tr> <td>部会報告件数</td><td>39件</td><td>46件</td><td>60件</td></tr> <tr> <td>部会報告件数</td><td>14件</td><td>21件</td><td>17件</td></tr> </tbody> </table>							平成16年度	平成17年度	平成18年度	治験相談件数				事前面談対応件数	306件	542件	584件	治験相談実施件数	193件	218件	288件	審査開催件数	192件	121件	170件	審査形式	127件	87件	136件	開会審議件数	65件	34件	40件	部会報告件数	39件	46件	60件	部会報告件数	14件	21件	17件
	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																						
治験相談件数																																									
事前面談対応件数	306件	542件	584件																																						
治験相談実施件数	193件	218件	288件																																						
審査開催件数	192件	121件	170件																																						
審査形式	127件	87件	136件																																						
開会審議件数	65件	34件	40件																																						
部会報告件数	39件	46件	60件																																						
部会報告件数	14件	21件	17件																																						
<p>イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとした。たゞ審査期間をも含むものである。</p> <p>イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。このため、当該期間を合算して記載する。この目標は審査が実現する目標とした。この目標を達成するには審査業務の改善を図ることとする。</p> <p>イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、「その年に承認された品目」に係る審査事務処理時間（をいう）に係る総額目標（大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標）を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。</p> <p>イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。このため、当該期間を合算して記載する。この目標は審査が実現する目標とした。この目標を達成するには審査業務の改善を図ることとする。</p> <p>イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、「その年に承認された品目」に係る審査事務処理時間（をいう）に係る総額目標（大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標）を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。</p>																																									



中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画																															
<b>① 平成18年度の業務の実績</b>																																			
審査プロセス	1. 受付から初回面談	2. 初回面談から専門協議会に新規届出	3. 専門協議会から審査結果通知	4. 審査結果から承認	5. 終審査期間(中央値)																														
処理件数と終審査期間(中央値) *	79件 83.0日	64件 397.5日	56件 44.5日	49件 25.0日	は行政側TC+申請者側TCの合計の中央値																														
*) 終審査期間(中央値)は、平成側TC+申請者側TCの合計の中央値																																			
<p>⑦ また、新医薬品審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、平成17年度からメトリックシステム(審査プロセス管理)を導入し、それを基に、平成18年度に実施した各審査期間(申請者が要した時間と時間)の中央値は以下のとおりであった。</p>																																			
<p>⑧ 平成17年11月より、大阪医薬品協会との間で、TV会議システムを用いた審査等業務を実施しているが、平成18年1月より、社団法人富山県薬業連合会との間でも実施することとした。また、事前面談のうち医薬品を用いて実施した。</p>																																			
<p>⑨ 機構設立前(平成16年3月以前)に申請がなされたものの139件のうち、平成16年度に承認又は取り下げにより平成18年度には、未処理案件を20件と大幅に減少させた。なお、機構設立後(平成16年4月以後)に申請されたもの247件については、申請受付の順番を遵守するなども、申請の取扱いが無くなることとして審査を実施し、機構からの回答が無いなど承認が困難な品目については、申請の取り下げを求めた。</p>																																			
<p>【新医薬品の審査状況】</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数*</th> <th>承認済み</th> <th>取り下げ</th> <th>審査中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年3月31日以前のも う</td> <td>139</td> <td>96 (28)</td> <td>23 (9)</td> <td>20 (△34)</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>87 (△1)**</td> <td>84 (27)</td> <td>9 (1)</td> <td>14 (△29)</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>57</td> <td>20 (16)</td> <td>4 (4)</td> <td>38 (△20)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>103</td> <td>6 (6)</td> <td>0</td> <td>97 (97)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>386 (102)</td> <td>186 (77)</td> <td>36 (11)</td> <td>164 (14)</td> </tr> </tbody> </table>							件数*	承認済み	取り下げ	審査中	平成16年3月31日以前のも う	139	96 (28)	23 (9)	20 (△34)	平成16年度	87 (△1)**	84 (27)	9 (1)	14 (△29)	平成17年度	57	20 (16)	4 (4)	38 (△20)	平成18年度	103	6 (6)	0	97 (97)	計	386 (102)	186 (77)	36 (11)	164 (14)
	件数*	承認済み	取り下げ	審査中																															
平成16年3月31日以前のも う	139	96 (28)	23 (9)	20 (△34)																															
平成16年度	87 (△1)**	84 (27)	9 (1)	14 (△29)																															
平成17年度	57	20 (16)	4 (4)	38 (△20)																															
平成18年度	103	6 (6)	0	97 (97)																															
計	386 (102)	186 (77)	36 (11)	164 (14)																															
<p>* 件数とは、部会審査品目及び報告品目の審査報告書の予定数。 ** 平成16年度の件数は、同一成分の2申請をまとめて1件としたために件数が少なかった。平成18年度の件数は、平成17年度からの増減</p>																																			
<p>注1: (*)の数値は、平成17年度に処理した件数 (内数) 注2: (△)の数値は、平成17年度からの増減</p>																																			
<p>① 医薬品の製造所の製造管理及び品質管理の方法が、GMP指令に従っているかについて、調査を実施した。</p>																																			
<p>・ GMP/QMS調査業務を適切に管理するための改善を図る。</p>																																			
<p>に、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。</p>																																			

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
<p>【改正薬事法に基づくGMP調査件数(平成18年度)】</p> <p>医薬品(体外診断用医薬品を除く)、書面調査603件、計763件</p> <p>② GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) GMP/QMS調査担当者を、生物学的製剤、医療機器の3グループに分けた。それぞれで責任を分担して調査を実施し、他のグループからは、他のグループから応援し出すなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。</p> <p>(2) 迅速審査・優先審査品目についても、調査申請の段階で調査日程の相談を進め、特に迅速な処理に努めた。</p> <p>(3) 調査業務を的確かつ迅速に処理するため、標準業務手順書の改正を行った。</p> <p>(4) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するため、29回開催された講習会に講師を派遣した。</p> <p>③ 全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了しました。また、機構における調査に6ヶ月戻すとされていても、実際の医薬品の調査期間の中央値は11.7日、6ヶ月以内に調査が終了した割合は94.3%であった。</p> <p>新医療機器についても、審査業務実績期間1ヶ月を80%について達成するため、車両等の高い効率的な機器について、専門分野を把握する等、甲類品毎に専門分野が異なる複数名の審査員とともに、担当を配置する等、審査体制のための改善を図る。</p> <p>新医療機器についても、審査業務実績期間1ヶ月を70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p>							
<p>新医療機器についても、審査業務実績期間1ヶ月を80%について達成するため、車両等の高い効率的な機器について、専門分野を把握する等、甲類品毎に専門分野が異なる複数名の審査員とともに、担当を配置する等、審査体制のための改善を図る。</p> <p>新医療機器についても、審査業務実績期間1ヶ月を70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。</p> <p>(医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)</p>							

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績							
【適合性調査等に係る業務の実績（品目数）】													
【適合性調査等に係る業務の実績（品目数）】													
				平成16年度	平成17年度	平成18年度							
適合性調査等	医療機器	医薬品	医療機器	161件	136件	426件	平成18年度						
適合性調査等	医療機器	医薬品	医療機器	161件	136件	261件							
GCP調査	医療機器	医薬品	医療機器	—	1件	175件							
GCP調査	医療機器	医薬品	医療機器	20件	39件	31件							
GCP調査	医療機器	医薬品	医療機器	20件	37件	23件							
GCP調査	医療機器	医薬品	医療機器	—	2件	8件							
GCP調査*	医療機器	医薬品	医療機器	73件	131件	139件							
新医薬品	医療機器	医薬品	医療機器	68件	120件	137件							
後発医療用医薬品	医療機器	医薬品	医療機器	5件	11件	12件							
医療機器	医療機器	医薬品	医療機器	—	0件	0件							
GCP調査**	医療機器	医薬品	医療機器	27件	82件	103件							

\* 平成16年度以降のGCP、GMP調査件数は、評価後の通知数である。  
\*\*) 平成17年度以降の調査終了件数については、すべてGMP調査として実施。

② 申請資料の適合性審査・実地調査を効率的に実施するため、以下の取組みを行った。

(1) 相談体制の充実及びGCPの運用解説の周知  
GCPの充実及びGCPの運用解説に対する周知について、調査終了後可能な範囲で、GCPに係る相談会を実施するなどとともに、ホームページによる「信頼性調査等のウェブによる相談」の実施を実施する際に留意すべき事項等を例示し、QAや事例解説の充実に努めた。また、監査担当者は、監査担当者、監査担当者、監査担当者等を対象として、「GCP研修会」を東京及び大阪で開催するとともに、医療従事者が参加する学会等において機関職員が講演を行い、GCPについて理解を求めた。

(2) GCP実地調査の充実強化  
機関組担当部の職員の配置を考慮しつつ、医療機関に対するGCP実地調査数の増加を図った。

③ 信頼性調査業務の標準的事務処理期間は定められていないが、当努力する。  
(医療機器関係はNo.1.1)  
・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に  
努め、平成18年度において、当該調査業務により承認審査が遅れるところはなかつた。

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
① 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品について、審査事務処理時間6ヶ月を50%について、医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。(医薬品・医療機器共通)	② 中期計画及び平成18年度計画に示した平成18年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成次第は、50%。(20件中10件)である。	③ 審査を実施するため厚生労働省と定期的に連携を図る。 ④ 併行審査方針を協議するとともに、機構内審査等業務を進行管理する。 ⑤ 審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。 ⑥ 審査・調査実施要領の遵守、審査開運情報の審査結果データの登録、医療機器共通、機器関係はNo.1.1)	① 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品については、中期目標期間終了時までに、医薬品について、医療機器について、審査事務処理時間6ヶ月を50%について、医療機器について達成する。ことを目標として実施するため、次の取組みを行う。 ② 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品について、医療機器について、審査事務処理時間6ヶ月を70%について達成する。(医薬品・医療機器共通)	① 希少疾患用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められた医薬品又は安全性が医療上明らかに優れた医薬品(有効性又は安全性が医薬品目として、優先的に承認審査を実施した医薬品)は、優先審査品目とした。 ② 中期計画及び平成18年度計画に示した平成18年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成次第は、50%。(20件中10件)である。	① 希少疾患用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められた医薬品又は安全性が医薬品目として、優先的に承認審査を実施した医薬品(有効性又は安全性が医薬品)は、優先審査品目とした。 ② 中期計画及び平成18年度計画に示した平成18年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成次第は、50%。(20件中10件)である。	① 希少疾患用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められた医薬品又は安全性が医薬品目として、優先的に承認審査を実施した医薬品(有効性又は安全性が医薬品)は、優先審査品目とした。 ② 中期計画及び平成18年度計画に示した平成18年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成次第は、50%。(20件中10件)である。	① 希少疾患用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められた医薬品又は安全性が医薬品目として、優先的に承認審査を実施した医薬品(有効性又は安全性が医薬品)は、優先審査品目とした。 ② 中期計画及び平成18年度計画に示した平成18年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成次第は、50%。(20件中10件)である。
③ 審査・調査実施要領の上、米国やEUなど共同の国際的・開拓的・調和を推進する。機器関係はNo.1.1)	④ 併行審査、安全部門とおが国の基準との整合性、調和を推進する。 ⑤ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薬品・医療機器共通)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性、調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ② アジア諸国との関係強化のため、本邦とFDAとの協議に参加するとともに、APCE会合では、シンガポールを訪問し、意見交換を行った。 ③ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薬品・医療機器共通)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性、調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ② アジア諸国との関係強化のため、本邦とFDAとの協議に参加するとともに、APCE会合では、シンガポールを訪問し、意見交換を行った。 ③ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薬品・医療機器共通)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性、調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ② アジア諸国との関係強化のため、本邦とFDAとの協議に参加するとともに、APCE会合では、シンガポールを訪問し、意見交換を行った。 ③ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薬品・医療機器共通)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性、調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ② アジア諸国との関係強化のため、本邦とFDAとの協議に参加するとともに、APCE会合では、シンガポールを訪問し、意見交換を行った。 ③ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薗品・医療機器共通)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性、調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ② アジア諸国との関係強化のため、本邦とFDAとの協議に参加するとともに、APCE会合では、シンガポールを訪問し、意見交換を行った。 ③ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薗品・医療機器共通)	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性、調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ② アジア諸国との関係強化のため、本邦とFDAとの協議に参加するとともに、APCE会合では、シンガポールを訪問し、意見交換を行った。 ③ 新規機器の審査、安全対策を行ったための情報交換等の体制を充実する。(医薗品・医療機器共通)
④ 併行審査方針を協議する。(医薬品・医療機器共通)	⑤ 審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。	⑥ 審査・調査実施要領の遵守、審査開運情報の審査結果データの登録、医療機器共通、機器関係はNo.1.1)	⑦ 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品については、中期目標期間終了時までに、医薬品について、医療機器について、審査事務処理時間6ヶ月を50%について、医療機器について、審査事務処理時間9ヶ月を70%について達成する。(医薬品・医療機器共通)	⑧ 新規機器品について、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、総審査期間(その年の年次に承認された品目に係る審査の処理時間と申請者の処理時間)をも目標とすること。	⑨ 新規機器品について、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、総審査期間(その年の年次に承認された品目に係る審査の処理時間と申請者の処理時間)をも目標とすること。	⑩ 新規機器品について、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、総審査期間(その年の年次に承認された品目に係る審査の処理時間と申請者の処理時間)をも目標とすること。	⑪ 新規機器品について、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、総審査期間(その年の年次に承認された品目に係る審査の処理時間と申請者の処理時間)をも目標とすること。

中期目標		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績																					
② 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、引き続き、さきに述べたとおり審査が滞留している申請については、申請者側の理由により審査を行った。また、新医薬品の承認申請を行つては、申請者と面談を実施して、申請者の取り下げを指導した。平成18年度における取組件数は、新医薬品が11件であった。	③ 新医薬品の承認申請を行つてから審査の見通し等の情報伝達を行つては、申請者からの相談件数は87件。	① 後発医薬品等の審査業務については、審査業務を的確かつ迅速に完了させ、申請前に基本的な問題をできるだけ解消しておきながら、取り下げ指導を行つた。また、新医薬品目については、申請者側の責任者に対する取組件数は、申請者からの相談件数は87件。	② 後発医薬品等の審査業務については、審査業務を的確かつ迅速に完了するため、審査及びこれに伴う手続を内容とする「医薬品承認審査実施要領」、「一般用医薬品(12ヶ月)」は93%に達する後発品承認審査実施要領」及び「医薬部外品承認審査実施要領」を見直すとともに、各業務に係る標準業務手順書等を整備した。また、毎月の審査業務の進捗状況を集計して、審査等業務運営管理委員会においても毎月、検証を行つた。	② 平成18年度計画における16年4月以降申請分の標準的審査期間の遵守状況については、後発医療用医薬品(12ヶ月)は93% (2,029品目中1,884品目)、一般用医薬品(10ヶ月)は88% (923品目中736品目)、医薬部外品(6ヶ月)は67% (2,275品目中1,533品目)であり、昭和60年の厚生省医務局長通知「標準的審査実施要領」で示されている期間の中央値(達成目標)は遵守した。	[平成18年における後発医薬品等の審査状況] <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請件数*</th> <th>承認済</th> <th>取下げ等**</th> <th>審査中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後発医療用医薬品</td> <td>4,790 (2,661)</td> <td>2,152</td> <td>173</td> <td>2,465</td> </tr> <tr> <td>一般用医薬品</td> <td>3,443 (1,236)</td> <td>1,030</td> <td>181</td> <td>2,232</td> </tr> <tr> <td>医薬部外品</td> <td>3,988 (2,503)</td> <td>2,287</td> <td>96</td> <td>1,615</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ) ()の数値は、平成18年度の申請分の再提 **) 取下げ等には、審査段階において他の審査区分へ変更となつた件数を含む。</p>		申請件数*	承認済	取下げ等**	審査中	後発医療用医薬品	4,790 (2,661)	2,152	173	2,465	一般用医薬品	3,443 (1,236)	1,030	181	2,232	医薬部外品	3,988 (2,503)	2,287	96	1,615
	申請件数*	承認済	取下げ等**	審査中																					
後発医療用医薬品	4,790 (2,661)	2,152	173	2,465																					
一般用医薬品	3,443 (1,236)	1,030	181	2,232																					
医薬部外品	3,988 (2,503)	2,287	96	1,615																					
○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換を行つた。	○国内の学会等に参加するなど、学会や医療関係者等と意見交換を行つた。	○評定 A	○評定 A	○評定 A	(理由及び特記事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするためには、学会や医療関係者等との意見交換を行つた。</li> <li>○ 国内外の学会等に参加するなど、学会や医療関係者等と意見交換を行つた。</li> <li>○ 更に迅速に審査を行い、状況を改善することが望まれる。</li> <li>○ かなり目標を達成している。</li> <li>○ 意見交換やニーズ調査は行われている。</li> <li>○ 前年より審査期間が長くなっている。</li> <li>○ 総審査期間が海外と比べ異常に長い。</li> </ul>																				

- 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チームで実施しているか。
- [参考] 機構は、治験相談は旧薬事監修課、審査は旧審査課で二年半併せて行っている。
- 平成17年度に引き続き審査要員の増強を進め、治験相談から承認審査まで同一のスタッフが行うための体制の充実を図るための取組みを進めた。
- 治験相談を受ける期間をみると、最終的に薬が出来るまでの時間が、世界的にみて異常に長い。
- 治験相談が、抽選した対象にしか対応できない。
- 治験相談を受ける期間をみると、最終的に薬が出来るまででの時間が、世界的
- 新医薬品、新医療機器、優先審査が対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に対する取り組みがそれぞれ講じられており、着実に進展しているか。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はN011)
- 平成18年度における承認状況についてみると、平成16年3月以前)に申請がなされたもののうちの及び機構設立以後(平成16年4月以後)に申請がなされたもののそれぞれについて、審査事務処理期間を十分に留意して審査を行っている。
- 平成18年度においては、機構設立以前(平成16年4月以前)に申請がなされたものについては、機構設立以後(平成16年4月以後)に申請がなされたものについては、申請がなされたものと並んで行われてきている。
- 平成18年度における承認状況についてみると、平成16年4月以後申請に係る審査事務処理期間の目標達成率は59% (49件中29件)であり、平成18年度度37件に亘り遵守できなかつた。これは、平成16年度3月以前申請分(トータル申請件数は、前年度4月以後申請分の処理に遅れが生じたためである。ただしこれに伴い、平成18年度は、前年度(24件)の2倍の49件であり、着実に処理を進めている。
- 適合性書面調査について、平成18年度は約2倍の261件を実施した。
- 平成18年度に係る審査事務処理期間の目標達成率は50% (20件中10件)と目標を達成した。
- 平成18年度に引き続き、新医薬品審査のメトリクス管理(審査プロセス毎の事務処理期間の管理)システムを導入し、審査の透明性の向上及び連携のより的確な管理を図った。
- 優先審査については、平成16年4月以後申請分に係る審査事務処理期間の目標達成率6ヶ月の達成率が50% (20件中10件)と目標を達成した。
- 平成18年度に引き続き、新医薬品審査のメトリクス管理(審査プロセス毎の事務処理期間の管理)システムを導入し、審査の透明性の向上及び連携のより的確な管理を図った。
- ICH会議による簡易相談については、平成17年11月より、大阪医薬品協会との間で実施しているところであるが、平成18年11月より、社団法人富山県医業連合会との間でも、新医薬品の事前面談にも対応できるものとし、申請者の利便性を大きく向上させた。
- 審査における簡易相談を図るとともに、手帳等審査等業務を内閣府の各審査チームの整合性を図るために、審査及びこれに伴う手帳等業務を実施するためには、審査及び業務を実施した。資料提出の範囲を明確化し、業務の進捗状況を検証した。資料提出の範囲をより的確に把握するよう努めた。
- ICH専門家会議等に参加することにより、国際的な基準の整合化に向けて取組みに尽力した。
- 新医薬品の承認に係る総審査期間について、平成18年度に承認された77件について確認した。また、新医薬品の承認に係る総審査期間の導入への向けた取組みなどは、引き続き相談を元に実施され、申請者の申請者と申請者との間に問題をできるだけ解決させておこうとした。申請者は、申請者については、申請者が滞留している申請及び承認困難な品目については、申請者からのお問い合わせにて下記を指導した。また、申請者からのお問い合わせについては、審査の見通し等の情報を適切に伝達した。
- 以上のように、医薬品について、的確で迅速な審査を行うという目標達成に向けて、十分な進展を見せているものと考える。
- ICHにおいて日本EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の基準との整合性・順序を推進するための取組みが積極的に行われているか。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はN011)
- 中期目標期間を通じ、国際的な動向を踏まえ、総審査期間について毎年度確認するとともに、審査品目の滞留の抑制、効率的な審査体制の構築が図られているか。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 実 練
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアksesの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアksesの迅速化に係る目標を達成するための措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアksesの迅速化に係る目標を達成するための措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアksesの迅速化に係る目標を達成するための措置
このため、平成16年4月1日以後の申請に係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る短縮目標」という)における審査事務処理期間は、厚生労働省による通常時に比べて社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時ににおける目標を確立することとする。また、効率的な審査体制を確立すること。	このため、平成16年4月1日以後の申請に係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る短縮目標」という)における審査事務処理期間は、厚生労働省による通常時に比べて社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時ににおける目標を確立することとする。また、効率的な審査体制を確立すること。	このため、平成16年4月1日以後の申請に係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る短縮目標」という)における審査事務処理期間は、厚生労働省による通常時に比べて社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時ににおける目標を確立することとする。また、効率的な審査体制を確立すること。	このため、平成16年4月1日以後の申請に係る審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る短縮目標」という)における審査事務処理期間は、厚生労働省による通常時に比べて社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時ににおける目標を確立することとする。また、効率的な審査体制を確立すること。

中期目標		平成18年度計画		平成18年度計画	
② 医療機器の審査要員について増強を進め、承認申請された新医療機器については、工学、医学、薬学、歯学、獣医学又は統合分野などの専門職業を修了した審査チームの構成員は、相当部長、相当課長、チーム主任、生物医学的評価担当、物理化学的評価・物性評価担当を基本とした。	③ 個々毎に8つの分野を定め、それぞれに審査チームを配置した。	④ 中期計画及び平成18年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況は100%（15件中15件）であり、審査期間の中央値は3.4ヶ月であった。平成16年3月以前の申請分を含めると、達成率は83%（23件中19件）であった。	⑤ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑥ 平成16年度～平成18年度の数値は中期計画の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値。 **）平成17年度、平成18年度のうち平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再帰。	⑦ 平成16年度～平成18年度の数値は中期計画の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値。 **）平成17年度、平成18年度のうち平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再帰。
⑧ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑨ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑩ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑪ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑫ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑬ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。
⑭ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑮ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑯ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑰ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑱ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	⑲ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。
⑳ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	㉑ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	㉒ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	㉓ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	㉔ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。	㉕ 個々毎に8つの分野を定め、それそれに審査チームを配置した。

【新医療機器の承認状況】

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度		平成18年度	
			うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***
承認件数と審査期間(中央値)	3件(2.9月)	14件(9.5月)	8件(12.7月) [60%]*	11件(7.7月) [83%]*	5件(1.8月) [100%]	23件(6.0月) [63%]

\*）「」内の%は、申請から12ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。  
平成16年度～平成18年度の数値は中期計画の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値。  
\*\*）平成17年度、平成18年度のうち平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再帰。

審査プロセス	1. 受付から初回面接	2. 初回面接から初回審査会議	3. 初回審査会議から審査結果通知		4. 審査結果から承認
			処理件数と起審査別	期間(中央値)*	
	14件	17件	10件	101.0日	16件
	46.6日	484.0日			9.0日

\*）総審査期間（中央値）は、行政TC+申請者側TCの合計の中央値  
注：専門協議は必要に応じて数回実施

⑤ 平成17年11月より、大阪医薬品協会との附で、TV会議システムを用いた審査等業務に係る簡易相談を実施しているが、平成18年1月より、社団法人富山県薬業連合会との間でも実施することとした。

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績							
(7) 機構発足前(平成16年3月以前)に申請がなされたものの132件のうち、年度中に承認又は取り下げによって処理されたものは23件であり、未処理案件数を17件と大幅に減少させ、平成15年度半ばには、これら未処理案件を平成16年4月に限り承認されたもの87件また、機構設立後(平成16年4月以降)に申請されたもの10件について受付の順番を遵守するなどして、事務処理期間目標を十分に考慮して審査しているが、機構からの照会に対し、回答が無いなど承認が困難な品目については、申請の取下げを求めていく。													
【新医療機器の審査状況】													
		件数*	承認済み	取り下げ	審査中								
平成16年3月31日以前のもの		132	43 (13) (6)	72 (10) (2)	17 [△21]								
平成16年度		66	16 (10)	16 (2)	26 [△12]								
平成17年度		7 (△1)***	3 (2)	0	4 [△3]								
平成18年度		24	2 (2)	1 (1)	21 [△1]								
計		219 (23)	63 (27)	89 (11)	67 [△16]								

\*)件数は、新医療機器として申請された品目の数。  
\*\*)63件には、改良医療機器として承認された25件を含む。(27)件には、改良医療機器として承認された8件を含む。  
また、並びに新医療機器として申請され新医療機器として承認された1件並びに承認基準なしで申請され新医療機器として承認された3件は含まれていない。  
\*\*\*)医療機器に該当しない1件を削除した。

注1：〔 〕の数値は、平成18年度に処理した件数(内数)。

注2：〔 〕の数値は、平成17年度からの増減。

・GMP/GMS調査業務を適切に管理するなども、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。

① 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理の方法について、QMS省令に適合しているか否か、調査を実施した。

#### 【改正薬事法に基づくQMS調査件数(平成18年度)】

医療機器実地調査20件(うち海外15件)、書面調査280件、計300件  
体外診断用医薬品実地調査4件、書面調査28件、計32件

② GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。  
医療機器の製造所を、生物学的製剤、化学薬品、医療機器の3グループに分けて、それぞれで責任者を神奈川県から派遣し3グループに分けた。それぞれで、新規承認を申請して承認されると承認品目が多いグループは、他のグループから派遣するなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。

③ 迅速審査・優先審査品目については、調査申請の段階で調査日程の相談を進めるなどして、特に迅速な処理に努めた。

④ 調査業務を的確かつ迅速に処理するため、標準業務手順書の改定を行った。

(4) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するため、29回開催された講習会に講師を派遣した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																							
			<p>③ 全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了した。また、機器における調査に6ヶ月要するところと、実際の調査期間の中央値は110日、6ヶ月以内に調査が終了した割合は100%であった。</p> <p>① 厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力することとし、平成18年度は医療機器承認委員会を2回開催し、19件の医療機器承認基準等原案の審議を行い、6件の承認基準案について厚生労働省へ報告した。</p> <p>② 平成18年度に制定された医療機器の承認基準（8基準分）及び登録医療機器の認定対象となる指定管理医療機器等の認証基準（4基準分）の作成にも協力した。</p> <p>③ また、医療機器審査等のデータベースを構築し、機構内部における利用が可能となった。</p> <p>・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力する。</p> <p>厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%に置いて、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成することを目標として実施する。① 審査チームの増強を行う。 ② 審査チームとともに、業務の効率的運営のための改善を図る。 ③ 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期的に審査実施状況等を検証し、進行管理委員会等において各審査会等において各審査会等の業務の業務の実施を行つ。 ④ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の漏洩を周知、業務を適切に管理する。 (医薬品・医療機器共通) 医薬品関係はNo.1.0)</p> <p>③ 全ての品目における調査が終了する前に調査を終了したこととし、平成18年度は医療機器承認委員会を2回開催し、19件の医療機器承認基準等原案の審議を行い、6件の承認基準案について厚生労働省へ報告した。</p> <p>② 平成18年度に制定された医療機器の承認基準（8基準分）及び登録医療機器の認定対象となる指定管理医療機器等の認証基準（4基準分）の作成にも協力した。</p> <p>③ また、医療機器審査等のデータベースを構築し、機構内部における利用が可能となった。</p> <p>・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力する。</p> <p>厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%に置いて、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成することを目標として実施する。① 審査チームの増強を行う。 ② 審査チームとともに、業務の効率的運営のための改善を図る。 ③ 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期的に審査実施状況等を検証し、進行管理委員会等において各審査会等において各審査会等の業務の業務の実施を行つ。 ④ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の漏洩を周知、業務を適切に管理する。 (医薬品・医療機器共通) 医薬品関係はNo.1.0)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【優先審査品目の年度別承認件数】</th> <th colspan="3">平成18年度</th> <th colspan="3">平成17年度</th> <th colspan="3">平成16年度</th> <th colspan="3">平成15年度</th> </tr> <tr> <th>平成18年 度</th> <th>平成16年 度</th> <th>平成15年 度</th> <th>平成18年 度</th> <th>平成17年 度</th> <th>平成16年 度</th> <th>平成18年 度</th> <th>平成17年 度</th> <th>平成16年 度</th> <th>平成18年 度</th> <th>平成17年 度</th> <th>平成16年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未認定 品と審 査期間 (中央 値)</td> <td>3件 (2.9月)</td> <td>4件 (3.4月)</td> <td>2件 (3.3月) [50%]*</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>***</td> <td>1件 (6.7月) [100%]**</td> <td>1件 (6.7月) [100%]</td> <td>1件 (6.7月) [100%]</td> <td>1件 (6.7月) [100%]</td> <td>1件 (6.7月) [100%]</td> <td>1件 (6.7月) [100%]</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ) [ ] 内の%は、申請から9ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。 平成16年度～平成18年度の数値は中期計画の目標の対象外である。 ** ) 平成16年3月以前の申請分も含んだ数値。 *** ) 平成17年度、平成18年度のうち平成16年度4月以後の申請分を対象としたものの再掲。</p>	【優先審査品目の年度別承認件数】	平成18年度			平成17年度			平成16年度			平成15年度			平成18年 度	平成16年 度	平成15年 度	平成18年 度	平成17年 度	平成16年 度	平成18年 度	平成17年 度	平成16年 度	平成18年 度	平成17年 度	平成16年 度	未認定 品と審 査期間 (中央 値)	3件 (2.9月)	4件 (3.4月)	2件 (3.3月) [50%]*	0件	0件	***	1件 (6.7月) [100%]**	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]
【優先審査品目の年度別承認件数】	平成18年度			平成17年度			平成16年度			平成15年度																																
	平成18年 度	平成16年 度	平成15年 度	平成18年 度	平成17年 度	平成16年 度	平成18年 度	平成17年 度	平成16年 度	平成18年 度	平成17年 度	平成16年 度																														
未認定 品と審 査期間 (中央 値)	3件 (2.9月)	4件 (3.4月)	2件 (3.3月) [50%]*	0件	0件	***	1件 (6.7月) [100%]**	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]	1件 (6.7月) [100%]																														

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
評価の視点			
○ ICH・GHTFにおいて日本EUDIが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準との整合性、調和を推進する。 (※医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)	○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ満足度で推進しているか。 (※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNo.10)	<p>○新医療機器等に関しては、機構設立以前(平成15年3月以前)に申請されたもの及び機構設立以後(平成16年4月以降)に申請がなされ、がなされたもの、それについて、審査期間目標を十分に留意して審査を行った。</p> <p>○審査要員について増強を進め、工学、薬学、医学、歯学、歯医学又は統計学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより、審査を実施した。</p> <p>○中期計画及び平成18年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る審査事務処理期間の目標達成状況について、達成率は100% (15件中15件)であった。16年3月以前の申請分を含めると、達成率は83% (23件中19件)であった。審査期間中央値は6.0ヶ月であり、平成17年度(7.7ヶ月)と比べて、縮小した。</p> <p>○厚生労働大臣が指定した医療機器の優先審査品目について、中期目標期間終了までの審査事務処理期間9ヶ月の目標達成状況については、平成18年度は100% (1件中1件)であり、目標(70%)を達成した。</p> <p>○平成17年度に引き続き、新医療機器審査のメトリクス管理(審査プロセス毎の事務処理期間の管理)システムを導入し、審査の透明性の向上及び進捗のより的確な管理を図った。</p> <p>○TV会議による簡易相談については、平成17年11月より、大阪医薬品協会との間で実施しているところであるが、平成18年11月より、社団法人山梨県薬業連合会との間でも実施し、申請者の利便性を大きく向上させた。</p> <p>○審査においては、各審査チーム間の整合性を図ることとともに、審査等業務を的確かつ迅速に遂行するために、審査及びこれに伴う手続き等を内容とする「承認審査要項」等に基づき業務を実施した。また、「審査等業務進行管理委員会」を引き続き開催し、業務の進歩状況を検証した。</p> <p>○ GHTF等に参加することにより、国際的な基準の整合化に向けた取り組みが積極的に協力し、機構として国際基準の整合性、調和の推進に尽力した。</p> <p>○以上のように、医療機器について、的確で迅速な審査を行うういう目標達成に向けて、十分な進展を見せていくものと考える。</p>	<p>○ ICH・GHTFの運営委員会や専門家会議等において日本EUDIが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準との整合性、調和を推進する。 (※医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)</p> <p>○ GHTF全体会議及び研究グループ会議(Study Group)等に参加するなど医療機器の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 ※GHTFとは：医療機器規制国際整合化会議 (Global Harmonization Task Force)</p> <p>○ ISO/TC121、150、194、210、215の会合に参加し、国際的な基準の整合性・調和・監督と協議を行った。</p> <p>○ ISO/TC121、150、194、210、215の会合に積極的に協力した。</p>
自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項)	

中期目標	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																													
		平成18年度	計	年	月																										
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ・優先治験相談制度において、優先相談、事前申請等を適切に実施し、承認申請までに指導する機会を増加させること。</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ・優先治験相談制度において、優先相談、事前申請等を適切に実施し、承認申請までに指導する機会を増加させること。</p> <p>新医薬品に係る治験相談について、平成18年度は240件の処理能力の確保を目指すことが可能である。</p> <p>優先度の高いものから治験相談を実施する暫定的な方式を行なうことで対策を講じる。</p> <p>簡易な形の治験相談やクローバル治験への対応など、多様な相談への対応を進めることとして、その内、新有効成分の国際共同治験に係る相談については、平成18年度は延べ36件の申込みがあり、そのうち22件の治験相談を実施した。</p> <p>実施要領、業務手順書の見直し等を行い、自己点検から記録欄までの期間や優先度の高いものから治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、治験相談の手続きの迅速化を図る。</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ・優先治験相談制度を創設し、承認申請までに指導する機会を増加させること。</p> <p>新医薬品に係る治験相談について、平成18年度は240件の処理能力の確保を目指すことが可能である。</p> <p>優先度の高いものから治験相談を実施する暫定的な方式を行なうことで対策を講じる。</p> <p>簡易な形の治験相談やクローバル治験への対応など、多様な相談への対応を進めることとして、その内、新有効成分の国際共同治験に係る相談については、平成18年度は延べ36件の申込みがあり、そのうち22件の治験相談を実施した。</p> <p>実施要領、業務手順書の見直し等を行い、自己点検から記録欄までの期間や優先度の高いものから治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、治験相談の手続きの迅速化を図る。</p>	平成18年度	計																										
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ・優先治験相談制度を創設し、承認申請までに指導する機会を増加させること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>治験相談申込件数</td> <td>246</td> <td>185</td> <td>334</td> <td>339</td> <td>473</td> </tr> <tr> <td>治験相談実施件数</td> <td>225</td> <td>206</td> <td>193</td> <td>218</td> <td>289</td> </tr> <tr> <td>既下げ件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>23</td> <td>14</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>225</td> <td>206</td> <td>216</td> <td>232</td> <td>295</td> </tr> </table>	治験相談申込件数	246	185	334	339	473	治験相談実施件数	225	206	193	218	289	既下げ件数	—	—	23	14	7	合計	225	206	216	232	295	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
治験相談申込件数	246	185	334	339	473																										
治験相談実施件数	225	206	193	218	289																										
既下げ件数	—	—	23	14	7																										
合計	225	206	216	232	295																										

【新医薬品の治験相談の実施状況】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
治験相談申込件数	246	185	334	339	473
治験相談実施件数	225	206	193	218	289
既下げ件数	—	—	23	14	7
合計	225	206	216	232	295

\* (1)は、同一案件が複数回申込まれた場合の件数を1件とした場合の実申込み件数。

- ⑤ 治験相談の処理期間については、平成18年度に記録が確定した30件のうち、記録確定までに30日以内であつたものは108件(33.8%)、また、平成17年度に申込みがあつた優先治験相談18件のうち、第1回目対面までの期間が30日勤務日以内であつたものは12件(66.7%)であり、いずれも目標を大幅に上回った。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
オ バイオ・ゲノムといつた先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術を向上すること。	オ バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について オは、中期目標間を重じ、萬度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用する に係る指針の作成に協力する。	オ・バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について オは、中期目標間を重じ、萬度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用する に係る指針の作成に協力する。	<p>① バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について 水準を向上するために、新技術を応用した製品に係る国 の評価指針の作成に協力した。</p> <p>② 新技術を応用した再生医療に係る国の中間指針の作成に協力す るとともに、申請資料作成時に留意点のとりまとめ及び学会等を 通じた産学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。</p> <p>③ 遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの 審査の迅速化を図るために、開発の段階から必要な 指導を行ない、申請後は迅速な審査に努めている。 の收集のためWHO等の会議に職員を派遣した。</p> <p>④ 鳥者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を を検討した上で、より適切な条件下で患者ごとに医薬品を投与する ため、ゲノム薬理学（ファーマコゲノミクス）を医薬品開発への 応用により特化していきたい。 機構内に設置したゲノム薬理学プロジェクトチーム（Pharmogenomics Discussion Group (PGG)）において、厚生労働省と協力しつつ、 から情報収集を行うとともに、厚生労働省と連携して、 なガイドラインを作成に向けての検討を開始した。 企業等とゲノム薬理学に関する意見交換を行っており、平成18年度の非公式会議の実施件 数は6回であった。</p> <p>⑤ 医薬品名稱專門協議会を計4回開催して、計27品目の一般名 國際一般名（INN）の申請相談を開始した。また、平成18年8月から 0で開催された國際一般名（INN）の会議に参加した。 JAN : Japanese Accepted Names INN : International Non-proprietary Names</p> <p>⑥ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査品 目に係る国際的な情報交換を行い、機構の相談・審査責任者等を招い かすため、平成19年2月16日にFDAやEMA等の審査責任者等を招いた「第1回PMDAバイオロジクスシンポジウム」を開催した。</p>

評価の視点		自己評定	A	B	評定	B	(理由及び特記事項)
○優先治験相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るための取組みが難じられるか。また、治療相談の取り組みが難じられているか。	○医療上特に必要性が高いと認められるものに対する優先治験相談制度(優先相談、事前申請料控除)を運用し、承認申請までの指導を提供することにより、平成18年度における新医薬品については、9成分の優先治験相談申請があり、平成17年度申請料控除対象を含めた14成分のうち、13成分(平成17年度新成分4件を含む)を「優先治験相談」に該当と判断した。また、「優先治験相談」が薬品目と指定した成分(平成17年度申請料4件を含む)のうち、平成18年度中に実施希望があつた延べ16件について、治療相談を実施した。	○目標は上回っているが、取組の強化が必要である。	○目標は上回っているが、重要な点であり、更なる努力が必要である。	○治療相談処理期間は目標を大幅に上回っている。	○治療相談処理期間は目標を大幅に上回っている。	○新技術を応用した製品の評価指針作成に積極的に協力している。	
○優先治験相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るためにの取組みが難じられるか。また、治療相談の取り組みが難じられているか。	○平成18年度に当いては、医療機器についての優先治験相談指定基準適合性対面助言の申し込みはなかった。	○新医薬品に係る治療相談について、平成18年度より多数回の選定(抽選)流れを防ぐために、1回の選定流れに対する相談品目の申込みはなかった。	○新医薬品の国際共同開発を促進するために、該当する相談品目への点数を加算した。その結果、35件の申し込みのうち22件が選定された。13件は平成19年度分として対応。	○治療相談の処理期間については、平成18年度に記録が確定した320件のうち、記録未定までの申込みが108件(33.8%)、また、平成18年度に申込みが選定された優先治験相談18件のうち、第1回目対面までの期間が30日範囲以内であったものは12件(66.7%)であり、いずれも目標を大幅に上回った。	○以上のような改善策の結果、新医薬品の治療相談については、選定期間を除いた32件の申込みのうち、295件(実施：288件、取り上げ：7件)に対応し、平成18年度計画の目標240件の目標を大幅に上回った。	○バイオ・ゲノムといつた先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することが求められたため、高度な意見を有する専門家を用いて、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行った。	○以上のようにより、優先治験相談制度の適切な運用を行うとともに、治療相談の実施体制の改善を行うことにより、平成18年度計画を大幅に上回る件数の新医薬品の治療相談を実施でき、この点が評価指針作成等に協力できたものと考える。
○バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、高度な知識を有する外部専門家を活用し、新技術を応用した製品に係る国の評価指針作成に協力しているか。	○バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、高度な知識を有する外部専門家を活用し、新技術を応用した製品に係る国の評価指針作成に協力している。	○新技術を応用した新生医療プロジェクトチーム「ゲノム薬理学プロジェクトチーム」において、機構内に設置した「ゲノム薬理学プロジェクトチーム」において、引き続き科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省ともに、申請資料作成の取りまとめと学会等を通じた産学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。	○遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの審査の迅速化を図るため、企業に対して、開発の段階から必要な指導を行うとともに、情報の収集のためにWHO等の会議に職員を派遣した。	○以上のようにより、優先治験相談制度の適切な運用を行うとともに、治療相談の実施体制の改善を行うことにより、平成18年度計画を大幅に上回る件数の新医薬品の治療相談を実施でき、この点が評価指針作成等に協力できたものと考える。			

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するべく措置	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとどめられた実績を示す。	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するための実績を示す。	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するための実績を示す。
審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させることにより、国民や医療関係者が安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。 ア・審査等業務及び安全対策業務において、国際的に見ても遅色のない水準の技術者集団を構築すること。 職員の技能の向上に努めること。	ア・専門性の高い職員を計画的に採用する。 業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の技能の向上を図る。 ア・審査等業務及び安全対策業務において、国際的に見ても遅色のない水準の技術者集団を構築するため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、指導等を行っており、職員の技能の向上を図る。	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために研修等を実施する。 業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、指導等を行っており、職員の技能の向上を図る。	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために研修等を実施する。 業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、指導等を行っており、職員の技能の向上を図る。	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために研修等を実施する。 業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、指導等を行っており、職員の技能の向上を図る。

中 期 目 標		中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
		平 成 1 8 年 度・計 画	平 成 1 8 年 度
			<p>① 国際業務の体制強化のため、国際係長を車主任で配置し、情報収集・発信等の機能を強化する。また、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携を推進する。</p> <p>② FDAのCDER（臨床試験審査部門）へ平成18年3月から同年9月まで、EMEA（安全対策部門）へは平成18年2月から7月まで、職員を研修してそれぞれそれぞれ交換を行った。また、規制状況や業務方法等について派遣し、平成18年5月から、OECD（GLP部門）へ職員を研修として派遣し、規制状況等について調査及び情報交換を行っている。</p> <p>③ 平成18年6月に台湾から1名、同年9月から同年10月までにインドネシアから4名の研修生をそれぞれ受け入れた。また、平成17年度に対して講義を行った。さらに、同年10月から同年11月までに、台湾から研修生1名を受け入れた。</p> <p>④ ICH、GHTF、PDS等の国際会議やOECD及びWHOの会議に参加し、関係諸国との協力を推進した。</p> <p>⑤ 平成18年6月のDIA Annual Meetingや平成19年のDIA EURO Meeting等に参加し、機構の審査、安全管理等の規制当局との連携を図る。また、平成18年7月には、中国、韓国、シンガポール、香港等を訪問し、アジア諸国との協力体制の拡大に努めた。</p> <p>○ 東京ロイヤルパークホテルにおいて、平成18年10月12日及び13日に「医薬品のグローバル開発及びアジア諸経済の協力」をテーマにした「2006 APEC医薬品等セミナー」を開催した。本会議には、米国、韓国、タイ、台湾、シンガポール等の規制当局及び産業界から約500名の参加があり、講演やパネル討論を通じて、活発な議論を行った。なお、本会議での発表資料は、機構のホームページ（英語版）に掲載し、海外への周知を図った。</p> <p>○ 平成18年5月にドイツで開催されたPIC/S車両家会合（コンピュータ検査）及びPIC/Sセミナー（品質リスク管理）並びに同年9月にオランダで開催されたPIC/S車両家会合（再生医療）に参加した。また、同年11月に米国で開催されたISPE年次総会及び平成19年2月に米国で開催されたISPE会議に参加した。</p> <p>* PIC/S及びISPE等の会議へ参加することの整合性により、GMP/QMS調査の方法論の海外との統一化と、調和を推進するとともに、情報の交換を行ふ。</p>
			<p>審査等業務及び安全対策業務に關し、中期目標期間を通じ、政省の規制当局との連携の強化を図るのみならず、治験が実施されているアジア諸国規制当局との連携も推進する。</p>

評価の根拠	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
○審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために各種取組みが講じられているか。 (具体的取り組み) ・業務等の目標に応じた系統的研究修習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修年度計画等に従つて、特別研修等各種研修を実施し、個々の職員の資質や能力に応じた系統的な研究修習機会の提供に努めた。</li> <li>・短期間で異なる分野の業務への職員の異動を行わない。</li> <li>・適切な知見を有する外部専門家の活用</li> <li>・情報支援システムの1.8年度までの構築</li> <li>・欧米やアジア諸国との規制当局との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価するが、長期的な人材確保、機構が必要とする人材の育成ができるのか疑問である。職員の教育体制の整備が必要である。</li> <li>○国際シンポジウムは人數も多く意味があると思われる。今後も続けていただきたい。</li> <li>○各種取組は講じられている。</li> </ul>		
○審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために各種取組みが講じられているか。 (具体的取り組み) ・業務等の目標に応じた系統的研究修習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の配置に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動ではなく、基本的には問題や業務上の特別な理由以外によるものとした。</li> <li>○審査及び安全対策における専門協議等の場合において、科学的な重要な事項に触れる専門的意見を聞くため、(外部の専門家に対し、機構の専門委員として委嘱手続きを行っている。(平成19年3月31日現在での委嘱者は、873名)</li> <li>○審査の質的向上を図るため、審査等業務において安全対策情報が参照できる審査前の情報支援システムへの整備・運用を行っている。</li> <li>○審査・調査業務を迅速かつ効率的に進めため、平成18年度において審査支援システムの既存システムの改修を行い、審査支援資料の電子化の充実を図った。また、新たに新医薬品の承認審査資料を扱つた業務の追加及び事前データ入力(eCTD)の受け入れを開始し、承認審査データの登録・管理機能の追加及び事前に形式チェックを行うためのツールの作成など、申請者側に対してもその利用促進に向けた取り組みを行った。</li> <li>○欧米の規制当局との連携の強化を図ることとともに、治験が実施されているアジア諸国との規制当局との連携を推進した。</li> <li>○以上のように、各種取組みを通じ、審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、十分な成果を上げたものと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価するが、長期的な人材確保、機構が必要とする人材の育成ができるのか疑問である。職員の教育体制の整備が必要である。</li> <li>○国際シンポジウムは人數も多く意味があると思われる。今後も続けていただきたい。</li> <li>○各種取組は講じられている。</li> </ul>		

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
(2) 番検等業務及び安全対策業務の信頼性の向上)	(2) 番検等業務の信頼性の向上)	(2) 番検等業務の信頼性の向上)	(2) 番検等業務の信頼性の向上)
イ 患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有効でかつ安全な医療を提供できるよう、医療機関等に依存する当該医療機器が本製品に係る番検等を円滑に実施する。	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る番検指針の作成に協力する。	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る番検指針の作成に協力する。	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る番検指針の作成に協力する。

- ① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技師による評価点の向上を図ることとともに、新技術を応用した製品に係る番検指針の作成に協力した。
- ② 新技術を応用した再生医療に係る国の中価指針の作成に協力をすることとともに、申請資料作成部屋との連携・審査の円滑化を行った。
- ③ 遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの迅速化を図るために、企画に対する開発の段階から必要な情報収集を行った。また、PDCGにおいて、企画段階では迅速な審査を実現するための会議に出席した。
- ④ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を検討した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するための承認申請への応用が期待され、臨床試験又は承認申請の中での機序内に科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、PDCGにおいて、引き続き科学的・具体的なガイドライン等とゲノム医療学に向けた検討を開始した。また、PDCGにおいては、企画段階を共有し、非公式会議の実施件数は6回であった。
- ⑤ 医薬品名称専門協議会を計4回開催して、計27品目の一般的名称(JAN)について厚生労働省へ報告した。また、平成18年8月から国際一般名(INN)の申請相談を開催するとともに、同年11月に平成18年11月に開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。
- JAN : Japanese Accepted Names  
INN : International Non-proprietary Names
- ⑥ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査に係る国際的な情報交換を行い、機序の相談の相談室に生かすため、平成19年2月15日にTDAやBIEA等の審査責任者等を招いた「第1回PMDAバイオロジクスシンポジウム」を開催した。
- ⑦ 国内における治験の質的向上を図るために、適正な治験のあり方について、医療機関等における実地調査等を踏まえ、ホームページや広報等の活用により、医療関係者及び患者に対する普及啓発を行った。
- ⑧ 研修生の派遣元である医療機関の治験実施体制の整備促進に対すること等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験コードイネーテー養成研修」(平成18年9月に講義研修、平成18年10月～平成19年2月に実習研修)を実施した。
- ⑨ 効果的な治験推進体制の整備を促進するため、地域の中核的な病院、診療所、SMA(治験施設支援機関)等が相互に連携し、臨床試験の実施・集積を行って、治験の重複による副作用への対応に対応した「治験推進地域ネットワーク事業」(平成18年9月に講義研修、平成18年10月～平成19年2月に実習研修)を実施した。

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 繰	
評価の視点							
自己評定	A	A	A	評 定	A	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)
○ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国に係る製品に係る指針作成に協力するとともに、国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等の実地調査や適正な治験の普及啓発の取組みが講じられているか。	○バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を向上するとともに、新技術を応用した製品に係る国評価指針の作成に引き継ぎ協力した。「ゲノム薬理学プロジェクトチーム」において、引き継ぎ科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行った。	○行っていることは分かるが、内容が見えにくい。	○行っていることは分かるが、内容が見えにくい。				
	○新技術を応用した再生医療に係る国評価指針の作成に協力するとともに、再生医療のとりまとめと学会等を通じた医学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。	○民間に委託したりする部分がもう少し少しあってもいいのではないかと思われる。	○民間に委託したりする部分がもう少しあってもいいのではないかと思われる。				
	○進伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの審査の迅速化を図るために、企業に対して、開発の段階から必要な指導を行うとともに、情報の収集のためPHD等の会議に職員を派遣した。	○評価指針作成に協力し、普及啓發の取組が行われている。	○評価指針作成に協力し、普及啓發の取組が行われている。				
	○国内外における治験の質的向上を図るために、医療機関への助言を充実するとして、治験の説明書やGCP調査において、指摘が多い事例を学会、講習会等に掲載した。また、企業の事業、開発担当者が出席する学会、講習会等において気づいた問題点や注意点を繰り返し解説した。	○以上のように、十分成果を上げたものと考える。	○以上のように、十分成果を上げたものと考える。				
	○これまでに実施したGCP調査等による指摘が多い事例について、ホームページにて掲載した。						
	④ 機構が実施しているGCP調査等において指摘が多い事例について、ホームページに掲載した。						

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上
<p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力して、国民に対する情報開示を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p>	<p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力して、国民に対する情報開示を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p>	<p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力して、国民に対する情報開示を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p>	<p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力して、国民に対する情報開示を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p> <p>○ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、優先審査の結果等を定めた厚生労働省と審査等業務に係る情報書類を公表する。</p>

中 期 目 標		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
中 期	計 画	平 成 18 年 度	計	平 成 18 年 度	計
<b>(1) 既存コンテンツへの追加掲載等</b>					
<b>【審査関係】</b>					
1) 新薬の部会審議品目審査報告書58成分124品目 (累計261成分559品目)		205成分 43品目		261成分 559品目	平成18年度実績
2) 新薬の部会報告品目審査報告書15成分(累計131成分) 3) 医療機器の部会審議品目審査報告書7品目(累計36品目)		116成分		131成分	
<b>《【審査関係】累計数前年度対比表》</b>					
1) 新薬の部会審議品目審査報告書	平成17年度実績	205成分 43品目	平成18年度実績	261成分 559品目	
2) 新薬の部会報告品目審査報告書		116成分		131成分	
3) 医療機器の部会審議品目審査報告書		29品目		36品目	

**【安全関係】**

- 4) 使用上の注意の改訂指示12件(累計159件)
- 5) 医薬品・医療機器安全性情報
- 6) 脳血管疾患の発症リスク評価(累計44件)
- 7) 老人用医薬品添付文書情報(累計12,341枚)
- 8) 医療機器添付文書情報(累計2,711枚)(累計3,995枚)
- 9) DSU(医薬品安全対策情報)10件(累計31件)
- 10) 医療機器安全対策連絡通知45件(自主点検通知集(自主点検通知34件)、医療機器開発通知3件、使用上の注意の改訂指示通知21件、医療機器開発通知34件、計101件)
- 11) 副作用が疑われる症例報告44,700件(平成16年6月～平成18年3月、累計48,584件)
- 12) 不具合が疑われる症例報告15,695件(平成16年6月～平成18年3月、累計17,345件)
- 13) 患者向医薬品ガイド830枚(累計937枚)

**《【安全関係】累計数前年度対比表》**

	平成17年度実績	平成18年度実績
4) 使用上の注意の改訂指示	147件	165件
5) 医薬品・医療機器安全性情報	80件	90件
6) 脳血管疾患の発症リスク評価	40件	44件
7) 医療機器添付文書情報	11,819枚	12,341枚
8) 医療機器添付文書情報	1,524枚	3,995枚
9) DSU(医薬品安全対策情報)	21件	31件
10) 医療機器安全対策連絡通知集	* 103件	* 101件
11) 副作用が疑われる症例報告	3,884件	48,684件
12) 不具合が疑われる症例報告	1,750件	17,345件
13) 患者向医薬品ガイド830枚	107枚	937枚

\* 10)については、単年度件数

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績													
<b>【回収関係】</b>																			
14) 回収情報(医薬品805件、医療部外品43件、化粧品223件、医療機器1037件、合計2,128件)																			
<b>《回収関係 累計数前年度対比表》</b>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14) 回収情報</td><td>* 1,453件</td><td>* 2,128件</td></tr> </tbody> </table>									平成17年度	平成18年度	14) 回収情報	* 1,453件	* 2,128件						
	平成17年度	平成18年度																	
14) 回収情報	* 1,453件	* 2,128件																	
* 単年度件数																			
<b>(2) 新規コンテンツ</b>																			
【調査関係】																			
1) 一般用医薬品の部会審議品目審査報告書18成分48品目																			
2) 医薬部外品の部会審議品目審査報告書20成分17品目																			
<b>【安全関係】</b>																			
3) 医薬品添付文書情報3,306枚																			
4) 善導副作用対応マニュアル9種類																			
5) 市販直後調査に関する情報(毎月更新)																			
③ 医薬品医療機器情報提供がホームページの平成18年度のアクセス回数は、以下のとおりであった。																			
<b>【医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数】</b>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>アクセス回数 (単位百万)</th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アカセス回数</td><td>87</td><td>107</td><td>233</td><td>289</td><td>391</td></tr> </tbody> </table>								アクセス回数 (単位百万)	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	アカセス回数	87	107	233	289	391
アクセス回数 (単位百万)	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度														
アカセス回数	87	107	233	289	391														
○ 埋め込み型医薬品注入口器(以下「埋め込み型ポート」という。)及び運動脈システムに関する平成18年度の調査実施状況及び評価について、医療機器の不具合調査に当する分科会での検討状況等について、医療機器の不具合調査に当する分科会における検討を行った。なお、平成19年度は、登録患者を1年間追跡調査途中、中間集計等を予定することを決定した。																			
(1) 埋め込み型ポートについては、構造上の欠陥といえない不具合の内容等の分類を行うとともに、評価の結果をもとに、埋め込み型が評価され、参加12施設から登録例数100症例に対し113症例が登録された。なお、平成19年度は、登録患者を1年間追跡調査途中、中間集計等を予定することを決定した。																			
(2) 冠動脈システムについては、専門家等からなる「システムント分科会」を設置し、冠動脈システムに関する調査目的及びアンケートについて検討を行った。得られた意見等をもとに、冠動脈システムの実施に向けた意匠調査等を作成する予定とともに、調査票回収等の業務を委託する業者選定作業に着手した。																			
○ 心臓ベースメーカーなどのトランギング医療機器を対象とした調査について、研究者、関連企業に対してヒアリングを行った。トランギングの現状、医療現場のニーズ及び製造業者のニーズ等について検討を行った。得られた情報等をもとに、機械が機能するべきトランギング医療機器システムの概要を作成し、「医療機器の品質評価基準」に反映する検討会にては、「医療機器の品質評価基準」に報告を行った。なお、平成19年度においては、本検討を開始する予定である。																			
エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的・実証的な評価を実施するため、埋め込み型の収集及び評価システムを実施する体制を構築する。																			
エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的・実証的な評価を実施するため、埋め込み型の収集及び評価システムを実施する体制を構築する。																			
エ・その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性向上に資する指針をとること。																			
ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランギング医療機器について、中期目標期間終了時までに経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを整備する。																			

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
企業や医療機関から報告される副作用、不具合症例報告等の収集、整理、調査等について、必要な既存システムの機能改善等を図る。	企業や医療機関から報告される副作用、不具合症例報告等の収集、整理、調査等について、必要な既存システムの機能改善等を図る。	企業や医療機関から報告される副作用、不具合症例報告等の収集、整理、調査等について、必要な既存システムの機能改善等を図る。	平成18年度においては、企業及び医療機関から報告される副作用、不具合症例報告等の収集、整理、調査等を行った。 (1) 副作用電送化未実施企業からの電送化(通年90.4%) (2) 副作用用報告の入力ツールによる受付業務の効率化 (3) 車両品種の入力スクリーンの充実 (4) 医療品名及び企業名データベースファイルの更新 (5) 職員の学会参加の推進(延べ55人参加)及び参加した学会における情報収集 (6) 厚生労働省と手順書等の作成 (7) 標準業務手順書等の作成 (8) 医薬品及び医療機器それぞれに関する厚生労働省との連絡会の定期的(毎週)な開催
(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)
○ 厚生労働省や関係企業と協力し、審査報告書や新築承認情報及び安全対策業務に係る情報を的確に医薬品情報提供システムに掲載し、国民へ情報提供を行っている。	○ 医薬品医療機器情報提供ホームページ(一般用医薬品の部会報告書、市販直後届出用医薬品情報等)についても、新規データの迅速な掲載(コントローラーの受領2日以内)を行った。このような取組もあり、同ホームページへのアクセス回数は、平成17年度の約3.9億回に達し、医薬品・医療機器の審査・安全性を国民へ提供する役割を十分に果たすことができたと考えている。	○ 平成18年度に公表版確定までに要した日数は、33.6日と平成17年度に比べて改善した。	○ 新医薬品は、公表対象となるすべての審査報告書7件の公表版を確定した。
			○ 一般用医薬品及び医薬部外品について、平成18年3月31日に公表手順等を定めた厚生労働省医薬品・医療機器監督部が登録され、平成16年度から平成18年度に承認されたすべての一般用医薬品14件及び医療部外品10件の審査報告書公表版を確定した。
			○ 埋め込み型ポートについて、施設から患者113症例が登録され、冠動脈ステントについて、調査実施に向け、調査ペースメーカー等の医療機器の選定作業に着手した。また、研究者、関連企業等に対しても現場に臨んで、医療機器のニーズを踏まえた情報収集を行った。
			○ 医療機器の構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的に医療機器の安全性を評価する体制が整っているか。また、ペースメーカーなど埋め込み型ドリスクリング医療機器の高いトラック率に係るデータを収集し、安全性を評価するシステムの構築が図られているか。



中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 18 年 度 計 画		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績	
評価の視点	・医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省がインター ネット経由で届けるが、このシステムによる情報が開始するが同時に厚生労働省とオフラインで行うこととする。	自己評定	A	A	A	○ 医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省が行う電子化された医療機関、薬局等による情報の共有化を引き続き活用する。 ○ 厚生労働省が行う電子化された医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省と協力しつつ検討を行った。	○ 医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について研究している厚生労働省へのインター ネットによるを活用した報告システムの活用方法について、厚生労働省と協力しつつ検討を行った。
(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)	(理由及び特記事項)

中 期 目 標		平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績
エ (3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へ企業へのフィードバックへ企業における危機管理体制の充実に資するため、中期目標期間終了時までに医療機関から医薬品の副作用情報等の企業が報告しました医薬品や他企業が報告した医薬品の副作用情報を収集するシステムを構築する。</p> <p>また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。</p> <p>①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を利用し、重複な副作用の発生予防、早期発見、重複化を防止する対策について、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の作成・改訂を企業が自動的に行う際のガイドの作成・改訂にて迅速に応じる。</p> <p>③市販後製品と安全対策業務担当が共同して、審査等業務を行う。</p> <p>④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が利用されることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に還元する。</p> <p>⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>く医療機器の安全性情報の提供へ医薬品・医療機器の添付文書改訂の指示から当該指示表示文書のWebへの掲載までを2日以内に譲り受けの医療機関へ医療機器の添付文書改訂の根拠となるたため以下の措置を講じる。</p> <p>①医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂に係る情報と必要なたたきこみを実施する。</p> <p>②医療用医薬品の添付文書改訂までの間もに、平成16年度を、平成16年度中に整備する。</p> <p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報を提供する。医療機器の添付文書等についても、平成18年度までに希望する医療機器には、メールで当該情報を提供するシステムを整備する。</p>	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へ企業への危機管理体制の充実に資するため、中期目標期間終了時までに医療機関から医薬品の副作用情報等の企業が報告しました医薬品や他企業が報告した医薬品の副作用情報を収集するシステム(ライナリスト)による公開</p> <p>また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。</p> <p>①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を利用し、重複な副作用の発生予防、早発見、重複化を防止する対策について、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の作成・改訂を企業が自動的に行う際のガイドの作成・改訂にて迅速に応じる。</p> <p>③市販後製品と安全対策業務担当が共同して、審査等業務を行う。</p> <p>④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が利用されることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に還元する。</p> <p>⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>く医療機器の安全性情報の提供へ医薬品・医療機器の添付文書改訂の指示から当該指示表示文書のWebへの掲載までを2日以内に譲り受けの医療機関へ医療機器の添付文書改訂の根拠となるたため以下の措置を講じる。</p> <p>①医療用医薬品の添付文書改訂に係る情報と必要なたたきこみを実施する。</p> <p>②医療用医薬品の添付文書改訂までの間もに、平成16年度を、平成16年度中に整備する。</p> <p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報を提供する。医療機器の添付文書等についても、平成18年度までに希望する医療機器には、メールで当該情報を提供するシステムを整備する。</p>
エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者への適正使用情報の提供手続へ密な安全性情報提供体制を確立すること。	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へ企業へのフィードバックへ企業における危機管理体制の充実に資するため、中期目標期間終了時までに医療機関から医薬品の副作用情報等の企業が報告しました医薬品や他企業が報告した医薬品の副作用情報を収集するシステム(ライナリスト)による公開</p> <p>また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。</p> <p>①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を利用し、重複な副作用の発生予防、早発見、重複化を防止する対策について、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の作成・改訂を企業が自動的に行う際のガイドの作成・改訂にて迅速に応じる。</p> <p>③市販後製品と安全対策業務担当が共同して、審査等業務を行う。</p> <p>④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が利用されることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に還元する。</p> <p>⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>く医療機器の安全性情報の提供へ医薬品・医療機器の添付文書改訂の指示から当該指示表示文書のWebへの掲載までを2日以内に譲り受けの医療機関へ医療機器の添付文書改訂の根拠となるたため以下の措置を講じる。</p> <p>①医療用医薬品の添付文書改訂に係る情報と必要なたたきこみを実施する。</p> <p>②医療用医薬品の添付文書改訂までの間もに、平成16年度を、平成16年度中に整備する。</p> <p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報を提供する。医療機器の添付文書等についても、平成18年度までに希望する医療機器には、メールで当該情報を提供するシステムを整備する。</p>	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へ企業への危機管理体制の充実に資するため、中期目標期間終了時までに医療機関から医薬品の副作用情報等の企業が報告しました医薬品や他企業が報告した医薬品の副作用情報を収集するシステム(ライナリスト)による公開</p> <p>また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。</p> <p>①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を利用し、重複な副作用の発生予防、早発見、重複化を防止する対策について、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の作成・改訂を企業が自動的に行う際のガイドの作成・改訂にて迅速に応じる。</p> <p>③市販後製品と安全対策業務担当が共同して、審査等業務を行う。</p> <p>④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が利用されることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に還元する。</p> <p>⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>く医療機器の安全性情報の提供へ医薬品・医療機器の添付文書改訂の指示から当該指示表示文書のWebへの掲載までを2日以内に譲り受けの医療機関へ医療機器の添付文書改訂の根拠となるたため以下の措置を講じる。</p> <p>①医療用医薬品の添付文書改訂に係る情報と必要なたたきこみを実施する。</p> <p>②医療用医薬品の添付文書改訂までの間もに、平成16年度を、平成16年度中に整備する。</p> <p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報を提供する。医療機器の添付文書等についても、平成18年度までに希望する医療機器には、メールで当該情報を提供するシステムを整備する。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度実績
【ナショナルメール登録数の推移】			
平成17年度末まで 平成18年度末まで			
登録数	2,892件	6,762件	
配信数	92件	93件	
※) 配信数は、各年度における累計。			
<p>○ 新医薬品の承認に係る審査報告書のほか、一般用医薬品の部会審議品目審査結果書、一般用医薬品別作用疾患別対応マニュアル等の情報を添付文書、情報、直筆副作用疾患別情報提供ホームページとの間にリンクを施し、情報を共有するとともに、関連する情報を利便性を向上させた。</p> <p>○ インターネットで患者向医薬品ガイドの充実を図り、830枚（累計937枚）を公開した。</p> <p>○ 平成17年7月から医療機器の添付文書情報をインターネット上で閲覧ができる運用を開始し、平成19年3月現在で、3,995枚を掲載した。</p> <p>④ 医療用医薬品の添付文書情報について、厚生労働省が検討した結果を踏まえ、システムの開発をより詳細な情報にアクセスできるシスティムの開発を行い、情報の提供を開始する。</p> <p>⑤ 患者に対する服薬指導に使用できる患者向医薬品ガイドの提供の充実を図る。</p> <p>⑥ 医療機器の添付文書情報のインターネットでの提供について充実を図る。</p> <p>⑦ 患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の充実を図る。</p> <p>⑧ 医療機器の添付文書情報をインターネットで公開した。</p> <p>⑨ ヒヤリ・ハット情報の分析結果等閲連情報の提供を行った。</p> <p>⑩ 一般用医薬品の添付文書情報のインターネットでの提供を開始する。</p>			
【医療機器添付文書情報累計登録数前年度対比表】			
平成17年度末まで 平成18年度末まで			
登録数	1,524件	3,985件	
<p>○ 厚生労働省に報告したヒヤリ・ハット事例の検討結果を厚生労働省の医薬品医療機器等対策部会に踏り、その結果を引き継ぎインターネットで公表した。</p> <p>○ 平成18年6月の薬事法改正を受け、そのリスクの程度に応じた情報提供及び相談体制の整備、その販売又は相談に応える専門家の情報提供を行ったため、平成19年3月から、一般用医薬品の添付文書のホームページへの掲載を開始し、3,306枚を掲載した。</p>			

評価の視点		自己評定	A	評 定	A	(理由及び特記事項)	
<b>○医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等の情報が図られるか。</b>							
○中期計画に掲げる企業に対する相談・助言事業が適切に実施されているか。		○ 機構の保有する副作用情報に対する企業等のアクセスに関する基本的考え方について機構内で検討を実施し、ラインリストの公表を平成17年度より開始しているが、平成18年度末までに、副作用報告44,700件(累計48,584件)、不具合報告15,695件(累計17,345件)を報告した。	○ 企業に対する相談・助言に関する相談等をホームページに掲載するとともに、より適切な相談・助言業務を目指して、面会記録概要を作成し、機構内部において面会当事者以外の者にも助言専門家による問題がいかが確認することとし、計903回の面談を実施した。	○ より利用者の意見を聴き、相談、助言体制を整え、情報提供サービスを充実すべきである。	○ 様々な有用なサービスの充実を図っていることを評価する。	○ 今後は、一般用医薬品のホームページを充実することを期待する。	
○中期計画に掲げる企業に対する相談・助言事業が適切に実施されているか。		○ 営業委員の委嘱、検討会の開催等によるヒヤリ・ハット情報の分析や市販後商品目の強化など、企業相談を適切に行うための取り組みも実施した。	○ 平成18年6月の薬事法改正を受け、リスクの程度に応じた情報提供及び相談体制の整備、医薬品の添付文書情報を収集するための資源整備等を図るために、平成19年3月から一般用医薬品の添付文書のホームページへの掲載を開始し、3,306枚を掲載した。	○ 上記のほか、以下の取り組みにより、医療関係者への情報提供サービスの向上を行った。	1) 医療用医薬品の添付文書情報 2) 医療機器の添付文書情報 3) 医薬品医療機器情報配信サービス 4) 医薬品副作用症例の公表 5) 医療機器不具合症例の公表 6) 患者向医薬品ガイドの公表について	○ 以上のように、十分な進歩が得られていると考える。	
<b>○中期計画に掲げられた医療関係者への情報提供事業が適切に実施されているか。</b>							

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績																								
<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化</p> <p>〔二〕収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全管理情報を提供体制を確立すること。</p>	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためのペグ・バック等による市販後安全体制の構築</p> <p>〔二〕情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>・患者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に加え、一般消費者・患者に対する情報提供を実施する。医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。</li> </ul>	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためのペグ・バック等による市販後安全体制の構築</p> <p>〔二〕情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>・患者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に加え、一般消費者・患者に対する情報提供を実施する。医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。</li> </ul>	<p>① 消費者くすり相談については、引き続き、星休み時間を含めた相談業務を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話件数</td> <td>7,137件 (29.6件/日)</td> <td>7,741件 (30.0件/日)</td> <td>8,459件 (34.5件/日)</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>8,799件 (36.5件/日)</td> <td>10,505件 (43.4件/日)</td> <td>11,696件 (47.7件/日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 消費者医療機器相談については、引き続き、星休みを含めた相談サービスを実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話件数</td> <td></td> <td>166件 (1.0件/日)</td> <td>376件 (1.5件/日)</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td></td> <td>323件 (1.9件/日)</td> <td>681件 (2.4件/日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 相談業務の改善に向けて、業界団体等の医薬品・医療機器の相談業務開拓者との情報交換会を開催し、情報収集に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「患者向医薬品ガイド」の医薬品医療機器情報提供ホームページへの接続を引き続き行い、平成19年3月末までに、237成分、1,240品目の公表を行った。</li> <li>○ 「患者向医薬品ガイドの作成要領」(平成17年6月30日、厚生労働省医薬食品局長通知)等に従い、有識者(厚生科学研究所(患者及び国民にかかわる医薬品安全情報の推進のあり方に關する研究))の助言を得つつ、「患者向医薬品ガイド」のインターネットでの提供の充実を行った。</li> </ul> <p>・自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品をインターネットなど患者が副作用が発見等が副作用の早期発見等について、患者の自己覚症状の早期発見等について、患者の自己点検表を含む篇的な副作用の初期症状等をまとめた自己説明文書(患者向医薬品ガイド)のインターネットでの提供の充実を図る。</p> <p>また、厚生労働省における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する以下の情報をインターネットなど患者が副作用が発見等が副作用の早期発見等について、患者の自己覚症状の早期発見等について、患者の自己点検表を含む篇的な副作用の初期症状等をまとめた自己説明文書(患者向医薬品ガイド)のインターネットでの提供の充実を図る。</p>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	電話件数	7,137件 (29.6件/日)	7,741件 (30.0件/日)	8,459件 (34.5件/日)	相談件数	8,799件 (36.5件/日)	10,505件 (43.4件/日)	11,696件 (47.7件/日)		平成16年度	平成17年度	平成18年度	電話件数		166件 (1.0件/日)	376件 (1.5件/日)	相談件数		323件 (1.9件/日)	681件 (2.4件/日)
	平成16年度	平成17年度	平成18年度																								
電話件数	7,137件 (29.6件/日)	7,741件 (30.0件/日)	8,459件 (34.5件/日)																								
相談件数	8,799件 (36.5件/日)	10,505件 (43.4件/日)	11,696件 (47.7件/日)																								
	平成16年度	平成17年度	平成18年度																								
電話件数		166件 (1.0件/日)	376件 (1.5件/日)																								
相談件数		323件 (1.9件/日)	681件 (2.4件/日)																								

中 期 目 標		平 成 18 年 度 計 画	平 成 18 年 度 計 画
平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績			
医療用医薬品添付文書と患者向医薬品ガイド	医療用医薬品添付文書と患者向医薬品ガイド	<p>医療用医薬品添付文書と患者向医薬品ガイド</p> <p>・専門性で記載 ・副作用を総合的に記載 ・医師・薬剤師が生産すべく事項について記載</p> <p>・重大な副作用の発現状況や部位 ことの副作用を記載 ・飲み方や飲み方などとの場合の対応 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ</p> <p>・重大な副作用の発現状況や部位 ことの副作用を記載 ・飲み方や飲み方などとの場合の対応 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ</p> <p>・重大な副作用の発現状況や部位 ことの副作用を記載 ・飲み方や飲み方などとの場合の対応 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ</p> <p>・重大な副作用の発現状況や部位 ことの副作用を記載 ・飲み方や飲み方などとの場合の対応 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ 等、患者が生じるべき事例へ</p>	<p>【教諭部門との連携】</p> <p>① 支給決定事例及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名等の開示する事例などをもとに、不適正使用による健診被審者を底減するための添付文書の改訂を行った。</p> <p>【審査部門との連携】</p> <p>② 審査部門からの情報収集及び会員登録外における治療劇作用検討会第一・第二部会及び事業分科会に出席している。</p> <p>③ 機構内における治療劇作用検討会に出席し、市販直後調査中品目の副作用等について、安全対策部門から情報提供を行っている。</p> <p>④ 効率的な業務推進のため、審査部門との安全性情報の共用化に係る項目や市販直後調査の項目を追加するなど、情報溝通手順書(SOP)の見直しを行った。</p> <p>⑤ 平成18年度には、機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに約3,9億回のアクセスがあることを確認し(平成17年度は約2,9億回)、その掲載内容及び情報量について、月毎に状況把握を実施した。</p> <p>⑥ 情報の受け手のニーズや満足度の分析を行うことを目的として、Web型アンケートをホームページの改修を実施した。</p>
情報提供業務の向上とその質の向上	情報提供業務の向上とその質の向上	<p>・個人情報に配慮した複数方法による具体的な方法について、承認するとの連携方法についても、検討を行うとともに、不適正使用による安全性の評価まで一貫して実施する。</p> <p>・損害賠償及び請求権に十分配慮しつつ、承認から請求まで一貫して実施する。</p>	<p>・個人情報に配慮した複数方法による具体的な方法について、承認するとの連携方法についても、検討を行うとともに、不適正使用による安全性の評価まで一貫して実施する。</p> <p>・損害賠償及び請求権に十分配慮しつつ、承認から請求まで一貫して実施する。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
○中期計画に掲げられた医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務が適切に実施されているか。	○ 一般消費者や患者が医薬品・医療機器を安全かつ安心して使用できるようするために、一般消費者や患者等を対象としたくすり相談業務及び消費者医療機器相談業務を引き続き実施した。	○ 病気、障害等による情報弱者への対策が不十分である。 ○ 一般に周知させる努力がもと必要である。		
○企業が作成する患者向けの説明文書や発売の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめて自己点検表がインターネットを活用して提供されているか。	○ 患者向けの情報提供を充実させたため、「患者向医薬品ガイド」(平成17年6月30日、厚生労働省医薬食品局長通知)等に従い、「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成19年3月末までに、237成分、1,240品目公表した。	○ 患者向け情報提供に努力している。 ○ 安全性対策部門から情報提供を行う等、一貫した評価実施に向けた策が講じられている。		
○個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び審査等業務との連携を通じて、承認から救済まで一貫した安全性の評価の実施へ向けて取組みが講じられているか。	○ 救済部門との連携については、支給決定事例及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名等に関する情報の提供を受け、経済情求に応じて見られる不適正使用などをもとに、不適正使用による健康新規部門との間での情報の共有により、添付文書の改訂を検討するなど、経済部門との連携については、審査部⾨からの情報収集する品目勉強会を開催された。また、機関内に於ける治験副作用検討会、専門協議会及び部会に出席後開催検討会に出席し、市販直後開催を行った。	○ 一般的に周知されているとは言いにくいと判断する。		
○一般消費者や医療関係者に対して提供した情報について平成18年度までに開拓し、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善へ向けて取組みが講じられているか。	○ あることと確認した(平成17年度は約3,9億回)。また、以下の取り組みを実施した。 ・機関の医薬品医療機器情報提供ホームページの掲載内容、情報量について、月毎に状況把握を実施。 ・情報の受け手のニーズや満足度の分析を目的として、WEB型アンケートを実施し、その結果に基づき医薬品医療機器情報提供ホームページの改修を行った。	○ 以上のように、十分な進歩が得られていると考える。		

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項について、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○平成8年度の予算、収支計画及び資金計画における実績は、決算報告書及び財務報告のとおりである。
第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2.3億円 (2) 短期借り入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2.3億円 (2) 短期借り入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○短期借入金 なし
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の使途 第6 剰余金の使途	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の使途 第6 剰余金の使途	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○重要な財産の譲渡等 なし ○剰余金の使途 なし ○剰余金の使途 なし
審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃料向上上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年 法律第192号)第31条第4項の規定により、残余 の額は積立金として整理する。	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃料向上上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年 法律第192号)第31条第4項の規定により、残余 の額は積立金として整理する。	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の賃料向上上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年 法律第192号)第31条第4項の規定により、残余 の額は積立金として整理する。	○重要な財産の譲渡等 なし ○剰余金の使途 なし ○剰余金の使途 なし

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)				
○予算、收支計画及び資金計画について計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、その発生理由も示されてあるか。	<p>○年度予算と実績との差異は合理的なものと見られ、その発生理由も示されてある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○副作用用改修勘定の施設付事業費で不用が生じたものによる要因は、現出金額が見込みを下回ったことである。</li> <li>○ほぼすべてで収入未達であった。</li> </ul> <p>○年度予算と実績との差異は次の通りで、勘定別では次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○副作用用改修勘定の施設付事業費で不用が生じたことによる主要な要因は、現出金額が見込みを下回ったことである。</li> <li>○また、事業費などによる要因は、給金支給人員が見込みを下回ったことである。</li> </ul> <p>・感染拡大抑制措置給付金の支出で不用が生じている要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものであった。</p> <p>・審査等勘定における収入において、手数料収入の出荷額が見込みを下回ったことによる要因は、新規申請件数では見込み8件を上回る88件が処理できなかったが、既往申請から漏れ落ちた件数を上回り、88件中94件分が収入に計上できなかつたことによる。</p> <p>・審査等勘定において、手数料収入の漏れ落ちた件数を上回り、88件中94件分が収入に計上できなかつたことによる要因は、審査手数料として収納されたことによる。</p> <p>・受託・貸付勘定において、人件費による要因は、予算に計上するべき受金の増額要因は、対象業者の出荷額が見込みを上回ったことによる。</p> <p>・受託・貸付勘定の受託業務収入の減少の要因は、人件費による要因は、差額が生じたことによるものであった。</p> <p>・受託・貸付勘定の受託業務収入の減少の要因は、特別手当等給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものであった。</p> <p>・受託・貸付勘定の受託業務収入の減少の要因は、特別手当等給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものであった。</p> <p>・受託・貸付勘定の受託業務収入の減少の要因は、特別手当等給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものであった。</p> <p>・以上のように、年度予算と実績との差額に係る主な要因については、全計画の差異についても、予算を基に収支計画及び資金計画を作成しているため、年度予算と実績との差異がそのまま反映されたものとなる。</p>			

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>	<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		
<p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア 職員の専門性を高めるために道切な能力開発を実施するなどして、職員の動産成績を考慮したこと。また、このようにより職員の意欲の向上を図ること。</p>	<p>業務等の目標に向かって系統的に研修の機会を提供するとともに、個々の職員の資質や能力に応じた効率的な研修を実施する。また、外部専門家を講師として、職員の意欲向上に反映する。</p> <p>・業務の質の向上を図るため研修の機会を提供する。 ・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映する。</p>	<p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア・業務の質の向上を図るために研修の機会を提供する。また、職員の意欲向上に反映する。</p> <p>・業務等の目標に向じて系統的に研修の機会を提供する。また、外部専門家を講師として、職員の意欲向上に反映する。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項は、次のことおりとする。</p> <p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア・業務の質の向上を図るために研修の機会を提供する。また、職員の意欲向上に反映する。</p> <p>・業務等の目標に向じて系統的に研修の機会を提供する。また、外部専門家を講師として、職員の意欲向上に反映する。</p> <p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映する。</p> <p>・業務等の目標に向じて系統的に研修の機会を提供する。また、外部専門家を講師として、職員の意欲向上に反映する。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績					
			イ・平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するため、適切な人頭数を確保すること。	イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成11年厚生省令第16号)に準ずる実施に応じて必要な分野の有能な人材を公募を中心に行なう。本機構の中立性等に十分、配慮することとする。	イ・平成17年度の改正薬事法施行に伴う新規業務等の実施状況や公募を中心とした募集の実施等を活用した募集を行ひ、常勤職員50人及び嘱託18人を採用(内定)した。			
		(参考1)	期末の常勤職員数 346人(上限)	期初の常勤職員数 317人	中期目標期間中の人件費総額 14,062百万円(見込)			
	(参考2)	※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の10.9%を上限とする。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、手当及び時間外勤務手当に相当する費用である。	※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の10.9%を上限とする。 参考1)	※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の10.9%を上限とする。 参考2)	※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の10.9%を上限とする。			
		ウ・機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが原因で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關し、一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。	ウ・機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが原因で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關し、一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。	ウ・機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが原因で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關し、一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。	ウ・機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが原因で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關し、一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。			
		○平成18年度公募による採用状況等：平成19年4月1現在	○職種別採用計画の策定や処遇等の見直しのほか、大学病院への訪問やホームページ等を活用した募集を行ひ、常勤職員50人及び嘱託18人を採用(内定)した。	○職種別採用計画の策定や処遇等の見直しのほか、大学病院への訪問やホームページ等を活用した募集を行ひ、常勤職員50人及び嘱託18人を採用(内定)した。	○職種別採用計画の策定や処遇等の見直しのほか、大学病院への訪問やホームページ等を活用した募集を行ひ、常勤職員50人及び嘱託18人を採用(内定)した。			
		1) 技術系職員(公募5回) 応募者数 採用内定者数 2) 事務系職員(公募2回) 応募者数 採用内定者数 3) 嘱託(公募9回) 応募者数 採用内定者数 採用内定者数	1) 技術系職員(公募5回) 応募者数 採用内定者数 2) 事務系職員(公募2回) 応募者数 採用内定者数 3) 嘱託(公募9回) 応募者数 採用内定者数 採用内定者数	この結果、平成18年度の公募においては、50名の職員を確保したが、平成18年度末の人事異動において大幅な出向減率があつたため、平成19年1月1日の現職員数は44人となつた。なお、今後の採用予定者が16人いるが、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年において236人(平成19年度58人、平成20年度80人、平成21年度88人)の職員が公募を公募を中心に行なうことを想定している。公募等の有能な人員の確保が、平成18年度末に引き継ぎなお、公募等により、人員の減少等大幅な済入等の調整を行なうが、独創化前の日報と比べ、管	この結果、平成18年度の公募においては、50名の職員を確保したが、平成18年度末の人事異動において大幅な出向減率があつたため、平成19年1月1日の現職員数は44人となつた。なお、今後の採用予定者が16人いるが、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年において236人(平成19年度58人、平成20年度80人、平成21年度88人)の職員が公募を公募を中心に行なうことを想定している。公募等の有能な人员の確保が、平成18年度末に引き継ぎなお、公募等により、人員の減少等大幅な済入等の調整を行なうが、独創化前の日報と比べ、管			
		役職員数 管理部門職員数 比率(%)	役職員数 管理部門職員数 比率(%)	役職員数 管理部門職員数 比率(%)	役職員数 管理部門職員数 比率(%)			
		149 23 15.4	70 — —	6 — —	256 35 13.7	291 37 12.7	319 40 12.5	341 43 12.6

注) 旧審査センター及び機器センターからの移管者は現業部門のみであり、管理部門ではない。

① 旧審査センター及び機器センターの周知徹底等にに関する制約又は家族が製薬企業等に在職していいる場合の業務の従事制限等による制約の規定を設定し、それらの内容を職員に周知徹底することによって、適切な人事管理に努めた。

② おいて説明を行うとともに、グループウェアに掲載した。

③ 服務關係規程のより一層の周知徹底の内容やQ&Aを取りまとめた配布ハンドブックを全職員に配布している。

中 期 目 標		中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) セキュリティの確保		(2) セキュリティの確保	(2) セキュリティの確保	(2) セキュリティの確保
<p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理等を期すこと。</p> <p>・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を設置し、昼夜に係る管理を徹底するなど内部管理体制を強化する。</p> <p>・情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p>	<p>・セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p> <p>・業務・システム最適化計画に向けた評価・検討の中で評価・検討し、その確保に努める。</p>	<p>・個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を導入して自由に入室する。また、「入退室管理システム」の運用をより厳格に行なうため、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じている。</p> <p>・導入し、対策を講じてある。また、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>・情報データのバックアップ機能強化のため、遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法の漏洩対策を行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>・情報データのバックアップ機能強化のため、遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法の漏洩対策を行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>・セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>	<p>○個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を導入して自由に入室する。また、「入退室管理システム」の運用をより厳格に行なうため、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○導入し、対策を講じてある。また、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データのバックアップ機能強化のため、遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法の漏洩対策を行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>○情報データのバックアップ機能強化のため、遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法の漏洩対策を行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>○セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>	<p>○個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を導入して自由に入室する。また、「入退室管理システム」の運用をより厳格に行なうため、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○導入し、対策を講じてある。また、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データのバックアップ機能強化のため、遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法の漏洩対策を行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>○情報データのバックアップ機能強化のため、遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法の漏洩対策を行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>○セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>
<p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理等を期すこと。</p> <p>・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を設置し、昼夜に係る管理を徹底するなど内部管理体制を強化する。</p> <p>・情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p>	<p>・業務・システム最適化計画に向けた評価・検討について、職員への周知徹底を図る。</p> <p>・情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>・情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>・セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>	<p>・入退室管理システムの適正な運用を図ることとともに、入退出管理について、職員への周知徹底を図った。</p> <p>○導入し、対策を講じてある。また、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>○セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>	<p>○個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を導入して自由に入室する。また、「入退室管理システム」の運用をより厳格に行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>○導入し、対策を講じてある。また、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>○セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>	<p>○個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を導入して自由に入室する。また、「入退室管理システム」の運用をより厳格に行なうとして検討を行なうとともに、漏洩対策を行なう。</p> <p>○導入し、対策を講じてある。また、「入退室管理システム」の漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>○情報データの漏洩対策を講じてある。</p> <p>○セキュリティを確保したセキュアメールシステムを導入することにより、機密と申訴者のコミュニケーションの迅速化、効率化を図る。</p>

評価の観点	自己評定	A	評定	A	(理由及び特記事項)		
○業務等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。	○職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるようないいとんの人事評価制度を導入し、有効に機能しているか。	○職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。	○平成17年度改正薬事法の円滑な施行のため、専門性の高い有能な人材、中立性等に配慮しつつ、公募を中心に関保されているか。	○薬剤企業等との不適切な関係を疑われるこどのがないよう、役職員の採用、配達及び退職後の再就職等に関する制約が設けられ、それに基づき適切な人事管理が行われているか。	○「研修委員会」において定めた基本方針及び研修年度計画に従い、個々の職員の資質や能力に応じた系統的な研修を実施し、技術職員の資質や能力の向上に役立ったものと考える。	○人物評価が徐々に進んでおり、評価できる。	○系統的研修を実施し、新人人事評価制度導入の体制整備を行っている。
○職員の評価制度等検討会で取りまとめた評価制度については、平成18年4月から平成18年9月にかけて全職員を対象とした人事評価を試行して検証したほか、人事評価制度の全体像（等級制度、評価制度、報酬制度）の個別項目について、ワーキングチームを設置して検討を行、等詳細細部の分岐及び評議等の作成及び給与規程等の改定を行、平成19年4月からの新人人事評価制度導入への体制を整えた。	○人事評価制度等検討会で取りまとめた評価制度については、平成18年4月から平成18年9月にかけて全職員を対象とした人事評価を試行して検証したほか、人事評価制度の全体像（等級制度、評価制度、報酬制度）の個別項目について、ワーキングチームを設置して検討を行、等詳細細部の分岐及び評議等の作成及び給与規程等の改定を行、平成19年4月からの新人人事評価制度導入への体制を整えた。	○職員の配置に当たっては、職員の知識経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由がある場合を除き短期間の異動は基本的に行わないこととした。	○公募による職員採用に努め、平成18年度当初319人から平成19年度341人の職員数が增加了。その後の採用担当者が16人いるが、今後3カ年内36人の職員が登録されたことから、引続き公募を中心とする職員の確保に当たることとしている。	○公募等により確保した人員は、審査部門、安全管理部門を中心配属しており、管理部門における職員比率は旧医薬品機構よりも低く、管理制度の効率化を図っている。	○公募による職員採用を有する者の採用後5年間の業務の従事制限、退職後2年間の再就職制限等の規定について、採用時にこれらを遵守する誓約書を締結するとともに新任者研修について概要やQAを含めた説明会を開催した。	○守秘義務、製薬企業等の臍帯を有する者の業務の従事制限、退職後2年間の再就職制限等の規定について、採用時にこれらを遵守する誓約書を締結するとともに新任者研修について概要やQAを含めた説明会を開催した。	○守秘義務、製薬企業等の臍帯を有する者の業務の従事制限、退職後2年間の再就職制限等の規定について、採用時にこれらを遵守する誓約書を締結するとともに新任者研修について概要やQAを含めた説明会を開催した。
○車務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。	○車務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。	○車務室の入退室管理をより厳格に行うため、新任者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。	○車務室の入退室管理をより厳格に行うため、新任者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。	○車務室の入退室管理をより厳格に行うため、新任者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。	○適正な運用管理を図るとともに、入退室管理規程をグループウェアや新任者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。	○電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図るシステム（セキユアメール）について、平成18年1月から試行のための企業から本格運用を開始し、4月から6月にかけて試行運用を実施し、7月から新医療品審査業務、新医療品の効面助言部門における申請業務等に於ける調査に関連する事項に限定していったシステムの利用範囲を、平成19年3月からは基盤化した。	○電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図るシステム（セキユアメール）について、平成18年1月から試行のための企業から本格運用を開始し、4月から6月にかけて試行運用を実施し、7月から新医療品審査業務、新医療品の効面助言部門における申請業務等に於ける調査に関連する事項に限定していったシステムの利用範囲を、平成19年3月からは基盤化した。
○以上のように、人事関係及びセキュリティの確保関係について、十分な連携があつたものと考える。	○以上のように、人事関係及びセキュリティの確保関係について、十分な連携があつたものと考える。						